

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月14日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社SCKホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5793-2377
【事務連絡者氏名】	代表取締役 トーマス・マイルホーファー
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社SCKホールディングス (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社SCKホールディングスをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社シンプレクス・ホールディングスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとし、本書に含まれる全ての財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものではありません。
- (注11) 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としております。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、日本以外の管轄地における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。

- (注12) 本公開買付けは、日本において設立された会社である公開買付者により行われるものです。また、本公開買付けは、日本において設立され、日本でのみ株式上場している対象者の有価証券に関するものです。したがって、本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されます。
- (注13) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。
- (注14) 公開買付者又は対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及びそれらの関連会社は、それらの通常のセカンダリー業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則第14e - 5条(b)(12)項の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に買付ける可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社シンプレクス・ホールディングス

2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

平成15年6月20日開催の対象者定時株主総会及び平成15年7月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

平成16年6月16日開催の対象者定時株主総会及び平成16年7月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

平成17年6月28日開催の対象者定時株主総会及び平成17年10月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）

平成18年6月26日開催の対象者定時株主総会及び平成19年6月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）

平成20年6月21日開催の対象者定時株主総会及び平成21年1月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）

平成22年6月20日開催の対象者定時株主総会及び平成23年2月2日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）

平成24年6月17日開催の対象者定時株主総会及び平成24年11月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といい、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

（注）対象者が平成24年6月18日に提出した第15期有価証券報告書（以下「対象者第15期有価証券報告書」といいます。）によれば、平成24年5月31日現在において、平成14年6月25日開催の対象者定時株主総会及び平成14年11月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権が95個存在する旨が記載されておりますが、同新株予約権については平成24年6月25日に行使期限が満了し失効したとの報告を対象者より受けており、本公開買付けにおける買付け等の対象には含まれず、また、本新株予約権にも含まれていません。

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）及び本新株予約権を取得及び保有することを主たる目的として、平成25年4月1日に設立された株式会社であり、本書提出日現在において、その株式については、後述のカーライル・グループに属する投資ファンドであり、ケイマン諸島法に基づき平成25年4月2日に設立されたリミテッド・パートナーシップであるCJP SPX Holdings, L.P.（以下「カーライル・ファンド」といいます。）が50.00%を、株式会社刈田・アンド・カンパニー（以下「K & C」といいます。）によりミクロネシア法に基づき平成24年4月26日に設立されたKARITA & Company Micronesia Inc.（以下「K & CM」といいます。）が50.00%を保有しております。

カーライル・グループは、グローバルに展開するオルタナティブ（代替）投資会社であり、平成24年12月末現在、113のファンド及び67のファンド・オブ・ファンズを運営し、その運用総額は約1,700億ドルにのぼります。昭和62年の設立以来約450件のバイアウト投資実績を有し、現在世界6大陸の33のオフィスに1,400名以上の社員がおり、対象者と同様のテクノロジー事業を営む企業に対する投資実績も含む、幅広い業種において「コーポレート・プライベート・エクイティ」、「リアルアセット」、「グローバル・マーケット・ストラテジー」及び「ファンド・オブ・ファンズソリューションズ」の4つの分野での投資活動を行っています。日本においても、国内向けのバイアウト第二号ファンドであるCarlyle Japan Partners IIは、本書提出日現在、国内最大規模の1,656億円の投資資金を擁し、積極的に企業価値の最大化のための経営支援を行っています。

K & Cは、平成19年5月に設立されたバイアウトファンド運営会社であり、事業会社経営者としての価値創造実績とバイアウトファンドマネージャーとしての豊富な投資・EXIT実績を持つメンバーにより構成されております。経営者心理、意思疎通の「間合い」を把握し、的確な打ち手を経営者と共有しながら企業価値を合理的に最大化させることを通じ、各ステークホルダーからの「結果としての満足」を得ることを事業理念としています。「事業承継」、「第二創業」、「ブランドの活性化」、「業界再編」を背景として投資ニーズが抽出される対象企業に対し、「新しい事業機会」、「経営課題に対する打ち手」、「人材・チーム」等をアレンジしながら事業価値創造を図る活動を展開しております。

今般、公開買付者は、対象者普通株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者普通株式を非上場化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として本公開買付けを実施することといたしました。

本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（一般に、買収対象会社の経営陣の全部又は一部が資金を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。）の一環として、対象者取締役会の賛同のもと、友好的に対象者普通株式及び本新株予約権を取得するために実施されます。

なお、公開買付者は、対象者の創業メンバーであり主要株主である筆頭株主に該当する三上芳宏氏（以下「三上氏」といいます。所有株式数：128,375株、株式所有割合（対象者が平成25年2月12日に提出した第16期第3四半期報告書（以下「対象者第16期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数589,955株に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。）：21.76%）、対象者の第三位の大株主であり、かつ、対象者の創業メンバーであり代表取締役社長である金子英樹氏（以下「金子氏」といいます。所有株式数：37,085株、株式所有割合：6.29%）、対象者の第四位の大株主であり取締役副社長である五十嵐充氏（以下「五十嵐氏」といいます。所有株式数：29,675株、株式所有割合：5.03%）及び対象者の第五位の大株主であり対象者の子会社である株式会社シンプルクス・コンサルティングの執行役員である福山啓悟氏（以下「福山氏」といいます。所有株式数：23,250株、株式所有割合：3.94%）（以下、三上氏、金子氏、五十嵐氏及び福山氏を総称して「応募予定株主」といいます。）との間で、平成25年6月13日付で公開買付け応募契約書（以下「本応募契約書」といいます。）をそれぞれ締結しており、これらの契約において、応募予定株主がそれぞれ所有する全ての対象者普通株式（所有株式数：合計218,385株、株式所有割合：合計37.02%）及び五十嵐氏が保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、同氏が所有することとなる対象者普通株式（1,225株）について、本公開買付けに応募していただく旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する対象者普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行株式会社（以下「野村信託銀行」といいます。）に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行株式会社（以下「ソシエテジェネラル信託銀行」といいます。）に、2,750株を大阪証券金融株式会社（以下「大証金」といいます。）にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する対象者普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,100株を三田証券株式会社（以下「三田証券」といいます。）にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で、担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本書提出日以降、担保権解除に関する交渉を行う予定であるとのことですが、本応募契約書の概要については、後記「(8) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。また、公開買付者は、金子氏及び五十嵐氏に本公開買付け後も対象者の代表取締役及び経営陣としての職務を遂行していただくことを予定しており、本公開買付けが成立した場合、公開買付者の株主であるカーライル・ファンド及びK&CM（以下、総称して「スポンサーファンド」といいます。）は、金子氏及び五十嵐氏との間で本公開買付け後も対象者の代表取締役及び経営陣としての職務を遂行すること等を内容とする経営委任契約を締結することを予定しています。

また、金子氏、五十嵐氏及び福山氏については、本公開買付けの決済後、自ら公開買付者に対して、本公開買付けの応募により得る金額のうち金子氏が1,307百万円、五十嵐氏が699百万円、また、福山氏が75百万円の合計2,081百万円を新たに投資することを予定しております。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を設定しており、応募株券等の数の合計（注）が393,567株（株式所有割合：66.71%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限は、(a) () 対象者第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（589,955株）から、(ア) 対象者第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（29,470株）及び(イ) 本書提出日現在における応募予定株主が所有する対象者普通株式（218,385株）を控除した株式数（342,100株）に、() (ア) 対象者第15期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の第3回新株予約権の数（368個）の目的である対象者普通株式数（9,200株）、第4回新株予約権の数（3,604個）の目的である対象者普通株式数（18,020株）、第6回新株予約権の数（12,560個）の目的である対象者普通株式数（12,560株）及び第7回新株予約権の数（6,730個）の目的である対象者普通株式数（6,730株）に、(イ) 平成24年12月31日までの変更（対象者によれば、平成24年12月31日までに、第3回新株予約権は185個（その目的である対象者普通株式数4,625株）、第4回新株予約権は3,296個（その目的である対象者普通株式数16,480株）、第6回新株予約権は11,978個（その目的である対象者普通株式数11,978株）及び第7回新株予約権は6,390個（その目的である対象者普通株式数6,390株）が、それぞれ消滅しているとのことですが。）を反映し、(ウ) さらに応募予定株主である五十嵐氏との関係で、行使の上、対象者普通株式として本公開買付けに応募することが予定されている第3回新株予約権の数（49個）の目的で

ある対象者普通株式数(1,225株)を控除した本新株予約権の数(1,364個)の目的となる対象者普通株式の数の最大数(5,812株)を加えた株式数(347,912株)の過半数に相当する株式数(173,957株、これは、本書提出日現在、応募予定株主及び対象者以外の者が所有する対象者普通株式に、本新株予約権のうち、本書提出日現在、行使期限が到来し、かつ、新株予約権の行使価格が対象者普通株式の1株当たりの公開買付価格(45,000円、以下「本公開買付価格」といいます。)を下回る第3回新株予約権、第4回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の平成24年12月31日時点の残数から応募予定株主が保有し、行使の上、対象者普通株式として本公開買付けに応募することが予定されている新株予約権の数を控除した新株予約権に係るその目的となる対象者普通株式の数を加算した株式数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する対象者普通株式数にあたります。)に、(b)応募予定株主が本公開買付けに応募する対象者普通株式数(五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権(49個)を行使した結果、所有することとなる対象者普通株式1,225株を含み、合計219,610株)を加えた株式数となっており、対象者の少数株主の皆様のご意思を尊重するものとなっております。

(注) 本新株予約権については、それぞれ本新株予約権の目的である対象者普通株式の数を基準に、応募株券等の数の合計を計算します。以下同じです。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者普通株式(ただし、対象者が所有する自己株式は除きます。)の全部を取得できなかった場合には、本公開買付けの後に、対象者に対して後記「(6)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手の続の執行を要請し、公開買付者が、対象者が所有する自己株式以外の対象者の発行済株式の全部を取得することを予定しています。また、公開買付者は、本取引により対象者普通株式(ただし、対象者が所有する自己株式は除きます。)の全部を取得した後に、対象者及び対象者グループ会社(以下「対象者グループ」といいます。)との間で、合併を含む組織再編行為を行う予定です。

なお、公開買付者は、後記「8 買付け等に要する資金」の「(2)買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、カーライル・ファンドから6,258百万円及びK&CMから19百万円の出資をそれぞれ受けるとともに、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。)から合計20,461百万円を上限として借入れを受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。当該三菱東京UFJ銀行からの借入れに関し、公開買付者の発行済普通株式の全部及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者普通株式等が担保に供されること、並びに後記「(6)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手の続を通じて対象者が公開買付者の完全子会社となった後は、対象者の一定の資産等が担保に供されることが予定されております。また、公開買付者は、本公開買付けの決済開始日以降、130百万円を上限にK&CMから追加出資を受ける予定です。

なお、対象者によって公表された平成25年6月13日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者からの本取引の提案を受け、後記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であり、かつ、関連当事者に該当しないS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）から取得した株式価値算定書、対象者及び公開買付者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される独立委員会から提出を受けた平成25年6月13日付答申書、並びに対象者及び公開買付者から独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討してきたとのことです。その結果、対象者取締役会は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の対象者が直面する経営課題や対象者を取り巻く事業環境等を踏まえると、平成25年4月25日付で対象者が公表した、平成26年3月期からの3カ年の計画である「ブリッジ2016」における基本戦略と概ね整合すると考えられる、公開買付者が提示する U M S 事業の一環である「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用した金融サービス事業への進出の検討、S I 事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、海外展開の諸施策について、「ブリッジ2016」の策定時における対象者の想定よりもさらに迅速かつ大胆な経営資源の集中を伴って実施することが、対象者の持続的成長及び中長期的な企業価値のさらなる向上のために重要であると判断したとのことです。しかしながら、公開買付者もいうとおり、の施策の実施については当面のコスト増加、短期的かつ大胆な投資の実行等による既存事業への短期的な悪影響は避けられず、少なくとも数年間にわたり売上高及び利益が低下する虞があり、の施策の実施についても金融事業特有の収益変動リスクを内包するものであるうえ、研究開発費用も含め新たな先行投資が必要となることは避けられないものと考えられるとのことです。したがって、対象者の株主の皆様がこのような各施策に必然的に伴うリスクが及びることを回避する必要があること等を考慮すると、本取引により対象者普通株式を非上場化することは対象者の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けを含む本取引は対象者の株主の皆様利益に合致すると判断し、平成25年6月13日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役5名中、金子氏及び五十嵐氏を除く出席取締役3名）全員の意見の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、当該取締役会において、同じく審議及び決議に参加した取締役（上記3名）全員の意見の一致により、本新株予約権については、本新株予約権が対象者役員に対するストックオプションとして付与されたものであり、対象者は本新株予約権に係る買付価格の妥当性について検証を行っていないことから、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。そして、当該取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役4名）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の代表取締役社長である金子氏及び対象者の取締役副社長である五十嵐氏は、公開買付者との間で、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに同意する旨を内容とする本応募契約書を締結しており、かつ、本公開買付けの決済後、自ら公開買付者に対して、出資することを予定していることから、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、対象者取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、本新株予約権は、ストックオプションとして付与されたものであり、新株予約権割当契約等にて譲渡が禁止されていることから、対象者は、本新株予約権に係る新株予約権者が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

対象者グループは、平成9年の創業以来、金融業界のIT化を支援するソリューション、すなわち、金融機関をはじめとする機関投資家向けの資金運用及び運用におけるリスクマネジメント、並びに個人投資家向けのインターネットを介した各種取引に代表される、金融機関が戦略的なIT投資によって収益の最大化を図ることを中心とする「金融フロンティア領域」に特化した、最先端の金融システム・ソリューションを提供してまいりました。金融フロンティア領域においてIT化に係るソリューションを提供するにあたっては、「高度な専門ノウハウ（金融工学、業務知識など）」と「最先端IT技術」を融合した非常に高度な専門性が必要とされますが、対象者は、これらの専門性を兼ね備えた数少ない企業の1つとして、独自の事業領域と高収益を生み出すビジネスモデルにより成長を続け、平成14年2月にJASDAQ市場に株式を上場し、平成16年5月には東京証券取引所市場第二部、平成17年9月には東京証券取引所市場第一部に株式を上場し、さらに、平成22年10月には、さらなる成長を企図して純粋持株会社制を導入し、現在、事業会社である子会社7社とともに、一体となって事業を展開しております。

対象者グループを取り巻く経営環境は、インターネット環境の拡大に伴う業務形態の変化及びボーダレス化、規制緩和、金融商品の多様化等により、かつてないスピードで大きく変化しています。すなわち、対象者グループの顧客である金融機関による資金運用の手法は、為替、債券、株式、デリバティブ等の世界中の様々な金融商品が対象となっており、他方で、個人投資家が行う取引についても、株式、株式先物・オプションに加え、近年では外国為替証拠金取引（以下「FX取引」といいます。）等に広がりを見せています。そのような中で、対象者グループは、その主要顧客である銀行、証券会社及び信託銀行等の金融機関に対して、()システムインテグレーションと呼ばれるシステム開発事業及び受託システム開発事業（以下「SI事業」といいます。）、並びに()ユニバーサル・マーケット・サービス（UMS）と呼ばれるアプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）事業（以下「UMS事業」といいます。）を提供しております。

SI事業については、創業以来、現在に至るまで、主に金融機関の資金運用ビジネスに係るディーリングシステム（「ディーリングシステム」とは、トレーディングシステム及びリスクマネジメントシステムを含め、ディーリング業務を行う上で必要なすべての機能が統合されたシステムを意味します。）に必要な標準的機能を、最先端の金融工学のノウハウを活用し提供しております。さらに、対象者グループは、SI事業において受託するシステム開発を通じて得られるノウハウ及び著作権を基本的に対象者グループに留保し、新たな金融システムを構築する際に再利用可能なコンポーネントを「シンプレクス・ライブラリ」として管理しております。シンプレクス・ライブラリを活用し、過去の受託案件を通じて蓄積されたコンポーネントを再利用して複数の金融機関に対してソリューションを提供することで、開発期間の大幅な短縮、開発コストの大幅な削減や信頼性のあるソリューション提供の実現に成功し、一般的に労働集約性が高いと言われるSI事業において、効率的に極めて高い利益率を生み出すことができる事業構造を構築してまいりました。その結果、対象者グループにおいては、システム開発事業を行う企業としては高水準といえる粗利率40%を、創業以来15年間にわたって維持できております。

その一方、日本経済の停滞が長引く中で、金融機関の再編が相次ぎ、主要顧客である国内の金融機関が集約化されてきたことから、シンプレクス・ライブラリを活用した事業展開も鈍化し、SI事業においてさらなる利益率の向上を追求することは、難しい状況に至っております。また、SI事業のようなシステム受託開発ビジネスは、一般的にフロー型（売切収益型）のビジネスであることから、収益構造をもつばらSI事業に依存すると、中長期的には対象者グループの継続的かつ安定的な成長が覚束ない状況となりかねません。そこで、対象者グループは、平成20年3月期からの第二次中期事業計画において、労働集約的要素の高いSI事業のみを事業基盤とする体制から脱却し、ストック型（安定収益型）売上構造をもつ新規ビジネスの確立を目指すこととし、その柱として、UMS事業を開始いたしました。現在、対象者グループは、UMS事業として、個人投資家向けインターネット取引サービスに係るシステム提供を行っております。対象者グループがUMS事業を開始した当初は、株式、株式先物及びオプション取引向けシステムの提供を通じて市場シェアを確立し、その後、FX取引に係るシステムの提供にまで事業を拡大してまいりましたが、近年のFX取引市場の急速な拡大とともに、対象者グループがUMS事業として提供するFX取引向けシステムは、国内FX取引高に占めるシェア30%（社団法人金融先物取引業協会の開示データを基に対象者作成）を占め、FX取引業界において、確固たる地位を築いているものと自負しております。実際、対象者グループがUMS事業を開始した平成20年3月期以降平成22年3月期までの対象者グループの成長の源泉の中心は、FX取引向けソリューションの提供を中心とするUMS事業であり、UMS事業は、平成19年3月期において約67億42百万円であった対象者グループの連結売上高を平成22年3月期において約139億70百万円へと倍増させる原動力となりました。

このように、対象者グループにおいては、シンプレクス・ライブラリを用い、効率性を追求することにより対象者が従前から得意としてきたSI事業に加え、対象者グループに安定的な収益をもたらすUMS事業を開始したことにより、平成22年3月期には、連結経常利益及び連結純利益ともに創業以来の最高益（それぞれ約30億9百万円及び約18億44百万円）を達成するなど、順調にその業績を伸ばしてまいりました。

しかしながら、対象者グループの業績を支えてきたSI事業及びUMS事業も、長引くデフレ不況による我が国経済の長期的な停滞とは無縁ではいられず、過去最高益を達成した平成22年3月期を境に、非常に厳しい経営環境にさらされております。

すなわち、SI事業については、主要顧客である銀行系証券会社や準大手の総合証券会社には、対象者のソリューションをすでに提供している状況であり、また、経済環境の不透明さが継続する中で、それら主要顧客によるリピート案件の増加は見込めない状況となっています。さらに、そのような準大手証券会社等の状況を受け、大型案件が見込まれる大手金融機関に主要顧客層の軸足を移す努力も行ったものの、かかる努力も所期の目的通りには進捗しておりません。他方で、UMS事業についても、当初はFX取引向けソリューションを中心に順調に成長し、平成22年3月期まではSI事業を超える粗利率（47.6%）を維持していたものの、FX取引市場が飽和状態となり、FX取引事業者間の競争が激化し、低価格戦略を打ち出すFX取引事業者が中心となったことから、対象者の顧客の収益が圧迫され、事業撤退等を行うFX取引事業者も出る等、必ずしも安定的な収益を見込める状況になく、粗利率も、平成23年3月期には39.4%、平成24年3月期には37.3%、

平成25年3月期には32.2%と、年々低下しております。

(注) UMS事業の粗利率については、近年のUMS事業の売上の大半を占める「UMS(サービス)」の利益率を記載しております。

これらの結果、対象者グループにおいては、平成23年3月期の連結経常利益及び連結純利益は、約25億14百万円(前期比16.4%)及び約14億48百万円(前期比21.5%)、平成24年3月期の連結経常利益及び連結純利益は、約20億25百万円(前期比19.5%)及び約10億57百万円(前期比27.0%)と大幅な減益で推移し、平成25年3月期の連結経常利益及び連結純利益については、約24億18百万円(前期比19.4%)及び約15億23百万円(前期比44.0%)と一部回復が見られるものの、平成23年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期の3期にわたって、いずれも期中に業績予想の下方修正を行わざるを得ない状況に陥り、その結果、第二次中期事業計画で策定した最終的な業績目標も未達に終わる等、対象者グループは厳しい環境に直面しており、抜本的な構造改革を実現しない限り、対象者グループの今後の持続的な成長は、極めて不透明といわざるを得ません。

こうした厳しい事業環境下において、金子氏は、対象者グループの更なる成長を企図した戦略の立案を行うため、資本政策について意見交換を行う間柄であり、事業会社経営者としての価値創造実績とパイアウトファンドマネージャーとしての豊富な投資・EXIT実績を持つメンバーを擁するK&Cと協議を開始し、K&Cとともに、平成24年12月より、マネジメント・パイアウト(MBO)を含めた対象者グループの成長戦略に係る初期的検討に着手いたしました。K&Cは、外部専門家と協働し、対象者の置かれた厳しい事業環境を改めて認識した上で、これまでの対象者グループの経営戦略及び組織構造等を把握・分析し、金子氏とともに、上記のような厳しい事業環境下における対象者グループの今後の成長戦略を真摯に検討し、対象者グループの持続的な成長のためには以下のような施策が必要との結論に至りました。

UMS事業の一環である「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用した金融サービス事業への進出の検討

対象者の収益の源泉となる顧客によるIT投資費用は収益への貢献が希薄なコストとして認識され、経営環境が悪化すると、削減の対象に位置づけられるのがこれまでの一般的な考え方であったと理解しております。このようなこれまでの考え方を覆し、金融フロンティア領域において、IT投資により、金融機関の収益向上に直結させ、ひいては金融機関におけるシステム投資の位置づけを収益獲得の極めて有効なツールに変更させることを企図して、対象者は平成24年8月から「Simplex FX」のサービス提供を開始致しました。

「Simplex FX」は、顧客であるFX取引事業者が個人投資家等からのFX取引に係る注文を受け、その相対として、FX取引事業者においてポジションをもつ過程で、「Simplex FX」に組み込まれた対象者の金融工学のノウハウを集めたアルゴリズム(コンピューティング等の分野で、問題を解くための手順を定式化した形で表現したもの)によって、FX取引事業者がディーリング収益を上げるシステムであり、この「Simplex FX」により実現された金融機関の超過収益に対し、一定の成功報酬を課金するビジネスモデルを強化します。顧客の超過収益の実現に積極的に関与し、収益連動型課金ビジネスモデルを強化することにより、対象者グループにおいて、高水準で安定的かつ継続的な収益の確保に繋がると考えます。ここでは、対象者グループが発表した「ブリッジ2016」において2016年度の達成を目標としている国内FX取引高に占めるシェア50%を可及的速やかに実現することを最優先課題として、初期導入費等の負担方法等の課金方法の抜本的な変更を含めて、大胆な施策を検討致します。

上記のような収益連動型課金ビジネスモデルの強化に加えて、金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用し、金融サービス事業そのものへの進出も積極的に検討します。すなわち、SI事業において金融機関の資金運用ビジネス等を強力にサポートするシステム開発を手掛け、またUMS事業の一環である「Simplex FX」によりFX取引事業者のコアコンピタンスであるディーリング収益の拡大に貢献することで顧客である金融機関の収益連動型課金を実現してまいりましたが、対象者グループの中長期的な成長を実現するためには、金融サービス事業そのものへの参入を視野に入れる必要があります。金融機関の提供するサービスには、ITシステムと密接に関連し、高度なアルゴリズムの利用や遠隔地の相手方も含めた取引相手方との瞬時・大量・多様な取引の実行等、ITシステムの機能性能を活用して初めて提供可能となるユニークなサービスが多く存在します。特にUMS事業が現在主な対象としているインターネットを通じた金融商品の取引にかかわる分野においては、その傾向が顕著であると認識しています。このような分野では、個人投資家を対象とする金融ビジネスに限らず、金融機関を対象とする金融サービスも多数存在し、今後の技術革新や市場の拡大等に伴い、新たな金融サービスを確立する余地も多いものと認識しています。とりわけ対象者グループが注力しているFX取引の分野では、そのようなチャンスが多く存在しているものと考えております。上記のような金融ビジネスは、立ち上げまでに相応の先行投資リスクを負う必要があり、また金融機関の収益構造がそうであるように、市場環境からの影響を直接的に受けるため収益が大きく上下するリスクを持っており、市場低迷時期には業績が大幅に落ち込む可能性があるものの、市場活況時期にはシステム会社の収益構造では考えられない大幅な増益を実現する可能性も持っています。

SI事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ

S I事業については、大手金融機関の資金運用ビジネスに関して、網羅的に、プリセールス又はコンサルティングセールスを含めた、顧客の I T投資戦略の立案やロードマップ作成等に対象者グループが深く関与するサービスの立ち上げが重要となります。金融機関向けシステム開発に特化している対象者グループの特性を生かし、具体的な案件組成の前段階である新たな金融商品や金融フロンティア領域の開発に能動的かつ積極的に関与することで、潜在的な需要を掘り起こし、顧客である金融機関の事業発展に寄与するとともに対象者グループにおける大型案件の受注につなげることも可能となります。

特に平成25年5月中旬に相次いで公表された3大銀行グループ等の大手金融機関の平成25年3月期の業績値及び平成26年3月期の業績予想がいずれも高水準に推移し、大手金融機関の経営環境の急速な改善が鮮明となる中で、各金融機関においては、今後数年以内に相次いで金融フロンティア領域における基幹システムの更新時期を迎えるものと想定されます。この大きなビジネス機会を逸することがないよう、対象者においては、既存事業への短期的な影響を恐れることなく、従前S I事業のプロジェクト進行において中心的な役割を果たしてきた執行役員クラスの役職員を含めた優秀な人材を、迅速かつ大胆に集中的に投入していくことが必須と考えます。

海外展開

対象者グループの今後の更なる成長を実現するためには、S I事業及びU M S事業双方に共通の課題として、人口減が続く国内市場に拘らず、海外市場を視野に入れて展開を図って行く必要性があります。上述のとおり、S I事業においては、対象者グループの顧客となり得る金融機関等の数が限られているため、このまま国内企業向けの受注を継続していてもその事業拡大の余地は限定的であり、日本国内でのF X取引市場も飽和状態にあります。対象者グループが、今後もS I事業及びU M S事業の2つを軸として成長を継続していくためには、国内金融機関向けシステム開発にて培った対象者グループのノウハウを、海外金融機関向けにも展開していくことが必須となります。

しかし、収益連動型課金の基礎となる金融機関における超過収益は金融事業そのものであることに鑑みれば、「Simplex FX」等のビジネスモデルに係る事業リスクは、I Tビジネスというよりも金融ビジネスのリスクに近似していくこととなり、I Tソリューション提供の対価として固定的な収益を受領するのではなく顧客であるF X取引事業者等の金融機関の収益によって対象者の収益が変動する点で、これまでの対象者グループの事業リスクとは、大きく性質が異なるものと認識しております。また金融サービス事業が内包する事業リスクも、金融事業そのもののリスクであり、同様にI Tソリューションに係る事業リスクとは大きく異なっています。加えて、新たな金融サービスの立ち上げに際しては、研究開発費用も含め新たな先行投資が必要となると考えられ、課金方法の変更により短期的には対象者グループの売上や利益には悪影響を及ぼすことも考えられます。

また、I T投資戦略の立案やロードマップ作成等といった初期的な提案段階から、具体的な案件となり、実際にそれが実行され、顧客から対象者に対して収益がもたらされる段階となるまでには、各案件において少なくとも2年から3年程度の期間が必要であると考えられることからすると、対象者グループにおいては、このようなセールス体制を早急に構築する必要があるものの、その構築に際して少なくとも数年間、売上高の低下を招く虞があると考えられます。また、プリセールス及びコンサルティングセールスには、顧客の潜在的な要望を掘り起こし、自発的・積極的にコンサルティングを提供していく必要があり、顧客の具体的な要望発生後にシステムの受託開発を行う従前の対象者グループの事業とは従業員に求められる能力の性質が大きく異なっています。そのような要望に応えるための優秀な人材の採用や既存の従業員の再教育は、一時的に対象者グループの案件受注体制に影響を与えて対象者グループの売上高が低下する虞や、優秀な人材の採用に伴う人件費の増加による利益の低下を招く虞もあると考えられます。加えて、上述のとおり、大手金融機関の経営環境の急速な改善が鮮明となる中、今後数年以内に想定される大手金融機関の金融フロンティア領域における基幹システムの更新に伴うビジネス機会を適切に捉えるためには、従前S I事業のプロジェクト進行において中心的な役割を果たしてきた執行役員クラスの役職員を含めた優秀な人材を、迅速かつ大胆に集中的に投入していくことが必須であり、その結果、対象者の既存事業への短期的な悪影響は不可避免的に生じるものと予想されます。大手金融機関の基幹システム更新に係るビジネス機会を確実に捉えるために対象者の経営資源を集中させるほど、既存事業への悪影響の程度は大きくなるものと考えられます。

さらに、海外展開にあたっては、抜本的な組織体制の見直しやシンプルクス・ライブラリに蓄積されている日本語用システムの現地語化に加えて、当該国の市場環境、競争環境、特有の商慣習等の検証及び分析が不可欠であり、大きな不確実性を内包していると認識しております。対象者が国内で蓄積した知見を活用し海外においても確固たる地位を築いていくためには、海外進出に向けて短期的に大胆な投資を行っていくことが肝要であると考えられます。

このように、厳しい事業環境下において更なる成長を実現するために対象者グループに求められる諸施策は、対象者グループ事業に内在するリスクの大幅な質的变化を生じさせるとともに、既存事業への短期的な悪影響及び先行投資によって生じる少なくとも数年間にわたるであろう一時的な売上高及び利益の減少、さらには、海外展開に内在する不確実性への対応といった様々なリスクを伴うものであり、短期的には資本市場から必ずしも十分な評価を得ることができず、対象

者普通株式の株価に悪影響を及ぼすことが予想されるのみならず、所期の目的を達成できない場合には長期的にも対象者の株主の皆様のご期待に沿えない事態が生じる可能性も十分に考えられます。

このような認識の下、金子氏及びK & Cは、検討及び協議を重ねた結果、厳しい事業環境下において対象者グループをさらに成長させ、その中長期的な企業価値の向上を実現するためには、上記の各施策を速やかに実施していくことが必須であり、そのためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により対象者株式を非上場化し、上記の各施策に必然的に伴うリスクが対象者の株主の皆様及び及ぶことを回避するとともに、対象者の株主を、当該リスクを受容できる少数の者に限定し、上記の各施策を一貫した方針の下で迅速かつ大胆に実施できる体制を構築することが、現在の対象者グループにとって最善の選択肢であるという基本的な方向で、合致しました。その上で、金子氏及びK & Cは、対象者グループの今後のさらなる成長に向けた施策の中に海外市場への展開が含まれていることに鑑み、対象者グループの海外市場への展開を強力にサポートする協力者として、世界6大陸の33のオフィスを通じた全世界的ネットワークに加え、対象者グループと同様のテクノロジー事業を営む企業に対する幅広い投資実績と企業価値の最大化に向けた豊富な経営支援の経験を有するカーライル・グループを選定し、カーライル・グループとの間で意見交換を行いながら、上述の諸施策の実施を前提としたマネジメント・バイアウト（MBO）の実施について具体的に検討を続けてまいりました。そして、金子氏、K & C及びカーライル・グループは、平成25年3月18日、対象者に対し本公開買付けを含む本取引を提案し、その後、金子氏及び五十嵐氏を除く対象者取締役との間で、本取引の実施の是非及び条件等について慎重に協議及び交渉を重ねてきました。

その後、金子氏、K & C及びカーライル・グループ並びに公開買付者は、金子氏及び五十嵐氏を除く対象者取締役との間で、本取引の実施の是非及び条件等について慎重な協議及び交渉をさらに重ね、最終的に、平成25年6月13日に、本公開買付けの実施を決定いたしました。

本取引後は、公開買付者、金子氏及び五十嵐氏が、対象者の役職員とともに、対象者グループの今後のさらなる成長のために実施を要する上述の諸施策を推進していく予定です。また、公開買付者は、対象者の役職員に対して、これまでに対象者がその役職員に対して提供してきた本新株予約権と全体として同等以上のインセンティブとなり得るストックオプション等のインセンティブ・プランを、本取引完了後に対象者と協議の上導入することを予定しており、対象者の役職員と一丸となって、上記の施策に取り組み、対象者の中長期的な企業価値の向上に向け、邁進していく予定です。なお、下記「(3) 本公開買付けに関する合意」記載のとおり、金子氏及び五十嵐氏は、本公開買付け後も、対象者の代表取締役社長及び経営陣として対象者の経営にあたる予定です。

(3) 本公開買付けに関する合意

公開買付者は、応募予定株主との間で締結した本応募契約書を除き、本公開買付けに関連する合意を行っておりません。ただし、公開買付者の株主であるスポンサーファンドは、金子氏及び五十嵐氏（以下「経営陣」といいます。）並びに福山氏（以下、経営陣と総称して「経営陣等」といいます。）との間で、平成25年6月13日付で覚書を締結し、当該覚書の中で、経営陣等は本応募契約書に従って本公開買付けに応募すること及び本公開買付けが成立した場合に応募した対象者普通株式に係る買付代金の一部を公開買付者に再出資すること等を合意しているほか、本公開買付けが成立した場合には、金子氏及び五十嵐氏との間では以下の「（ ）株主間契約」に記載の事項を含む株主間契約及び以下の「（ ）経営委任契約」に記載の事項を含む経営委任契約を締結することについて、また、福山氏との間では以下の「（ ）株主間契約」に記載の事項を含む株主間契約を締結することについて、それぞれ合意しております（但し、下記「（ ）株主間契約」の、及びの事項については、金子氏との間で締結される契約においてのみ規定される予定です。）。

（ ）株主間契約

公開買付者及び対象者（合併を含む組織再編行為により存続し又は新設される会社を含みます。以下同じとします。）の取締役、代表取締役、監査役その他の経営体制に関する事項

スポンサーファンド及び経営陣等側契約当事者の事前同意を要する公開買付者及び対象者並びにそのグループ会社の業務に関する事項

経営陣等有する公開買付者の株式の譲渡制限に関する事項

スポンサーファンドによるその有する公開買付者の株式の譲渡手続及び経営陣等側契約当事者の先買権に関する事項

スポンサーファンドがその有する公開買付者の株式を譲渡する場合における、スポンサーファンドの経営陣等に対する共同売却請求権（Drag Along Right）に関する事項

スポンサーファンドがその有する公開買付者の株式を譲渡する場合における、経営陣等のスポンサーファンドに対する売却参加請求権（Tag Along Right）に関する事項

（ ）経営委任契約

スポンサーファンドが経営陣に対し対象者及び対象者のグループ会社の取締役としてその経営を委任すること
経営陣が委任された業務を遂行するにあたって遵守すべき事項
経営陣の報酬等に関する事項
経営陣の任期、辞任及び再任拒否の禁止並びに辞任及び解任事由に関する事項
経営陣の競業避止義務及び他の役職員の勧誘等の禁止に関する事項

(4) 本公開買付価格の検討

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者普通株式の東京証券取引所市場第一部における過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果などを基に、過去1年間における発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム率を参考にしながら、対象者との協議・交渉の結果や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見直し等を勘案し、本公開買付価格を1株当たり45,000円に決定しました。

公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していませんが、上記のとおり、財務情報等の客観的な資料に基づきつつ類似事例における過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値の平均株価に対するプレミアム率を参考にすると、対象者の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮した上で、対象者との真摯な協議・交渉の結果等を踏まえて本公開買付価格を決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年6月12日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値32,600円に対して38.04%（小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアム率の計算においては同様とします。）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値38,676円（小数点以下を四捨五入、以下一定期間の終値の単純平均値の計算においては同様とします。）に対して16.35%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値38,806円に対して15.96%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値33,887円に対して32.79%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本書提出日の前営業日である平成25年6月13日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値31,050円に対して44.93%のプレミアムを加えた価格となっております。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、いずれもストックオプションとして、対象者又はその関係会社の役員及び従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者又はその関係会社の役員及び従業員の地位にあること等が要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、公開買付者は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式及び本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得しておりません。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存し得ること等を認識しており、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ、関連当事者に該当しないSMB C日興証券に対して対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年6月13日付で本公開買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書を取得したとのことです（なお、SMB C日興証券は、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、SMB C日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者普通株式が上場しており、客観的な価値を直接的に把握することが可能であることから市場株価法、そして上場会社に対象者と類似する会社があることから類似上場会社比較法、さらに対象者が継続企業であることを前提に対象者の収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることからディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。各々の手法により算定された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	33,887円から38,806円
類似上場会社比較法	32,348円から43,000円
DCF法	39,671円から49,717円

市場株価法では、平成25年6月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ38,676円、38,806円、33,887円

(各単純平均株価(終値)については小数点以下四捨五入))、株式の流動性及び開示状況等を総合的に分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容が類似する上場会社(以下「類似会社」といいます。)を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

DCF法では、対象者から提供を受けた平成26年3月期から平成30年3月期までにおける事業計画(注)(このうち、平成26年3月期からの3ヵ年の期間は「ブリッジ2016」の内容に相当するとのことです。)、対象者に対するマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向等に基づき、対象者が平成25年3月期後の将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

(注) DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。また、公開買付者が検討しているS I事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び海外展開に関する各施策の効果は、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画においては考慮されていないとのことです。

対象者における独立委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成25年3月18日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者及び公開買付者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される独立委員会(独立委員会の委員としては、対象者及び公開買付者から独立性を有する中条稔夫氏(現対象者社外監査役)、小笠原範之氏(現対象者社外監査役)及び仁科秀隆氏(中村・角田・松本法律事務所パートナー 弁護士)の3氏を選定したとのことです。なお、対象者は、当初からこの3氏を独立委員会の委員として選定しており、独立委員会の委員を変更した事実はないとのことです。)を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、本取引が対象者の企業価値向上に資するか、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか、及び本取引に対して対象者取締役会が行うべき意見表明の内容(以下、総称して「本諮問事項」といいます。)について独立委員会に対し諮問することを決議したとのことです。

独立委員会は、平成25年3月27日より同年6月13日まで合計8回開催され、本諮問事項である上記3点に関し、慎重に検討を行ったとのことです。独立委員会は、かかる検討にあたり、対象者の代表取締役社長である金子氏、K & C及びカーライル・ファンドから本公開買付けの背景、検討状況及び公開買付者の本公開買付けについての考え方についての説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。また、独立委員会は、対象者の事業計画及び本取引の対象者企業価値に与える影響等について、対象者の取締役副社長である田中健一氏及び福井康人氏より説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。

さらに、独立委員会は、本諮問事項を検討するにあたり、その透明性・合理性を確保するため、対象者及び公開買付者から独立し、かつ関連当事者に該当しないトラスティーズ・アドバイザー株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）を、独立委員会の第三者算定機関に選任し、対象者の株式価値の算定を依頼しており、トラスティーズから平成25年6月12日付で株式価値算定書を取得したとのことです。トラスティーズによる対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価法 32,600円から38,806円
類似公開会社比準法 32,483円から37,159円
D C F 法 37,453円から45,481円

市場株価法では、公開買付者による本公開買付けの公表日の前日である平成25年6月12日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値32,600円、過去1ヶ月間（平成25年5月13日から平成25年6月12日まで）の普通取引終値の単純平均値38,676円、過去3ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年6月12日まで）の普通取引終値の単純平均値38,806円、過去6ヶ月間（平成24年12月13日から平成25年6月12日まで）の普通取引終値の単純平均値33,887円を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を32,600円から38,806円までと分析しているとのことです。

類似公開会社比準法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を算定しているとのことです。

D C F 法では、対象者の事業計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、対象者の事業のリスク要因、直近までの業績の動向、対象者の将来の収益予想に基づき対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値と株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を37,453円から45,481円までと分析しているとのことです。

なお、D C F 法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。また、公開買付者が検討しているS I事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び海外展開に関する各施策の効果は、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、D C F 法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画においては考慮されていないとのことです。

また、独立委員会は、S M B C日興証券が対象者に対して提出した株式価値算定書を参考にするために、S M B C日興証券から対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。独立委員会は、かかる経緯の下、関係書類の精査等を行ったうえで、平成25年6月13日に、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると認められること、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないと認められること、及び本取引に対して対象者取締役会が賛同意見を表明し、普通株式に関しては応募を推奨することには合理性が認められること、をそれぞれ委員全員の一致で承認したことを内容とする答申書を対象者取締役会に対して提出しているとのことです。

当該答申書によれば、独立委員会が上記内容の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりとのことです。

本取引が対象者の企業価値向上に資するかについての判断要素

()対象者の現状認識の合理性、()本取引の必要性に関する公開買付者の説明の合理性及び対象者取締役会の理解との整合性、()非上場化によるデメリットの欠缺、()対象者従業員のインセンティブの維持向上への配慮及び()M B Oという手段の相当性

本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについての判断要素

()株主の適切な判断機会の確保、()意思決定過程における恣意性の排除、()本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保及び()本公開買付価格の相当性

本取引に対して対象者取締役会が行うべき意見表明の内容

()本取引が対象者の企業価値向上に資するか及び()本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか
独立委員会は、上記の要素を考慮した上で、()から()までの要素は充足されており、したがって本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると認められ、また、()から()までの要素を充足するための具体的対応は履践されている上、()も是認できることから本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないと認められ、したがって対象者取締役会が、本取引に対して賛同意見を表明し、普通株式に関しては応募を推奨することには合理性が認められるとの判断に至ったとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び公開買付者から独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けて

いるとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、S M B C日興証券から取得した株式価値算定書、独立委員会から提出を受けた平成25年6月13日付答申書及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討を行ったとのことです。

その結果、対象者取締役会は、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の対象者が直面する経営課題や対象者を取り巻く事業環境等を踏まえると、平成25年4月25日付で対象者が公表した、平成26年3月期からの3ヵ年の計画である「ブリッジ2016」における基本戦略と概ね整合すると考えられる、公開買付者が提示する U M S事業の一環である「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用した金融サービス事業への進出の検討、S I事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、海外展開の諸施策について、「ブリッジ2016」の策定時における対象者の想定よりもさらに迅速かつ大胆な経営資源の集中を伴って実施することが、対象者の持続的成長及び中長期的な企業価値のさらなる向上のために重要であると判断したとのことです。しかしながら、公開買付者もいうとおり、の施策の実施については当面のコスト増加、短期的かつ大胆な投資の実行等による既存事業への短期的な悪影響は避けられず、少なくとも数年間にわたり売上高及び利益が低下する虞があり、の施策の実施についても金融事業特有の収益変動リスクを内包するものであるうえ、研究開発費用も含め新たな先行投資が必要となることは避けられないものと考えられるとのことです。したがって、対象者の株主の皆様がこのような各施策に必然的に伴うリスクが及ぶことを回避する必要があること等を考慮すると、本取引により対象者普通株式を非上場化することが対象者の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けを含む本取引は対象者の株主の皆様利益に合致すると判断し、平成25年6月13日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役5名中、金子氏及び五十嵐氏を除く出席取締役3名）全員の意見の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、当該取締役会において、同じく審議及び決議に参加した取締役（上記3名）全員の意見の一致により、本新株予約権については、本新株予約権が対象者役職員に対するストックオプションとして付与されたものであり、対象者は本新株予約権に係る買付価格の妥当性について検証を行っていないことから、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。そして、当該取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役4名）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である金子氏及び対象者の取締役副社長である五十嵐氏は、公開買付者との間で、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに同意する旨を内容とする本応募契約書を締結しており、かつ、本公開買付けの決済後、自ら公開買付者に対して、出資をすることを予定していることから、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、対象者取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

また、本新株予約権は、ストックオプションとして付与されたものであり、新株予約権割当契約等にて譲渡が禁止されていることから、対象者は、本新株予約権に係る新株予約権者が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

価格の適正性及び本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、36営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者普通株式及び本新株予約権について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（393,567株）（株式所有割合：66.71%）以上の応募があることをその成立の条件としております。買付予定数の下限は、(a) () 対象者第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（589,955株）から、(ア) 対象者第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（29,470株）及び(イ) 本書提出日現在における応募予定株主が所有する対象者普通株式（218,385株）を控除した株式数（342,100株）に、() (ア) 対象者第15期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の第3回新株予約権の数（368個）の目的である対象者普通株式数（9,200株）、第4回新株予約権の数（3,604個）の目的である対象者普通株式数（18,020株）、第6回新株予約権の数（12,560個）の目的である対象者普通株式数（12,560株）及び第7回新株予約権の数（6,730個）の目的である対象者普通株式数（6,730株）に、(イ) 平成24年12月31日までの変更（対象者によれば、平成24年12月31日までに、第3回新株予約権は185個（その目的である対象者普通株式数4,625株）、第4回新株予約権は3,296個（その目的である対象者普通株式数16,480株）、第6回新株予約権は11,978個（その目的である対象者普通株式数11,978株）及び第7回新株予約権は6,390個（その目的である対象者普通株式数6,390株）が、それぞれ消滅しているとのこと。）を反映し、(ウ) さらに応募予定株主である五十嵐氏との関係で、行使の上、対象者普通株式として本公開買付けに応募することが予定されている第3回新株予約権の数（49個）の目的である対象者普通株式数（1,225株）を控除した本新株予約権の数（1,364個）の目的となる対象者普通株式の数の最大数（5,812株）を加えた株式数（347,912株）の過半数に相当する株式数（173,957株、これは、本書提出日現在、応募予定株主及び対象者以外の者が所有する対象者普通株式に、本新株予約権のうち、本書提出日現在、行使期限が到来し、かつ、新株予約権の行使価格が本公開買付価格を下回る第3回新株予約権、第4回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の平成24年12月31日時点の残数から応募予定株主が保有し、行使の上、対象者普通株式として本公開買付けに応募することが予定されている新株予約権の数を控除した新株予約権に係るその目的となる対象者普通株式の数を加算した株式数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者普通株式数にあたります。）に、(b) 応募予定株主が本公開買付けに応募する対象者普通株式数（五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、所有することとなる対象者普通株式1,225株を含み、合計219,610株）を加えた株式数となっております。このように公開買付者は、対象者の株主の皆様の意思を尊重し、株主の皆様からの多数の賛同が得られない場合には、本公開買付け及び本取引を行わないこととしております。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者が所有する自己株式を除いた対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することになるよう、以下の一連の手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの完了後、公開買付者は、対象者が会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社となるために、対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び全部取得条項が付された対象者普通株式の全部（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式の対象者の株式を交付することを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記の議案について承認されると、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本

臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（ただし、対象者を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類の数株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の株式の売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対して交付しなければならない対象者の別個の種類の数株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに対象者を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了することを予定しております。なお、対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

公開買付者は、原則として平成25年10月頃を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、対象者に要請することを予定しており、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記会社法第172条等に基づく株式取得価格の決定の申立てとは別に、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨の規定がございますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記各手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者による対象者の株式の所有状況又は公開買付者以外の対象者の株主による対象者株式の所有状況等によっては、その実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。ただし、そのように他の方法に変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなることを予定しており、その場合に公開買付者以外の対象者の株主に交付されることになる金銭の価値についても、本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。この場合における具体的な手続については、公開買付者と対象者が協議の上、決定次第速やかに開示する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもございません。

本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本書提出日現在、権利行使期間の到来していない第8回新株予約権及び第9回新株予約権を除く本新株予約権が行使されず残存した場合には、公開買付者は、対象者に本新株予約権の取得、本新株予約権に係る新株予約権者による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施していただく予定であります。

また、公開買付者は、上記各手続の実行後速やかに、対象者グループとの間で、合併を含む組織再編行為を行う予定ですが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

(7) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、対象者が所有する自己株式を除く対象者の発行済株式の全てを取得することを企図しており、本公開買付けの成立後に、上記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に

関する事項)」に記載の各手続が実行された場合には、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(8) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、公開買付者は応募予定株主との間で、平成25年6月13日付で本応募契約書を締結し、それぞれが所有する対象者普通株式の全て（五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、所有することとなる対象者普通株式1,225株を含み、合計219,610株、所有割合：37.22%。以下、本項において同じとします。）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する対象者普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,750株を大証金にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する対象者普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,100株を三田証券にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で、担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本書提出日以降、担保権解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。さらに、本応募契約書において、（ ）三上氏以外の応募予定株主との関係では、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約書締結日から本公開買付開始日までのいずれの時点においても、本応募契約書において公開買付者が応募予定株主に対して行う表明及び保証（注1）に重大な誤りが存在しないこと、公開買付者について、本応募契約書に定める義務（注2）の重要な違反が存しないことを前提条件として、また、（ ）三上氏との関係では、上記乃至に加えて、対象者取締役会が独立委員会の意見を尊重の上、本公開買付けについて賛同意見を表明し、かつこれを撤回していないことを前提条件として、各応募予定株主が所有する対象者の普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨が定められております。なお、本応募契約書には、応募予定株主が、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することができる旨も併せて定められております。また、本応募契約書において、応募予定株主は、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、応募を解除できないものとされています。

（注1）本応募契約書において、公開買付者は、応募予定株主に対し、本応募契約書の締結及び履行、法的拘束力及び強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得又は履践について、表明及び保証を行っております。

（注2）本応募契約書において、公開買付者は、秘密保持義務等の一般的な義務を負っております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年6月14日（金曜日）から平成25年8月5日（月曜日）まで（36営業日）
公告日	平成25年6月14日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金45,000円
新株予約権証券	第3回新株予約権 1個につき 金1円 第4回新株予約権 1個につき 金1円 第5回新株予約権 1個につき 金1円 第6回新株予約権 1個につき 金1円 第7回新株予約権 1個につき 金1円 第8回新株予約権 1個につき 金1円 第9回新株予約権 1個につき 金1円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券()	
株券等預託証券()	
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者普通株式の東京証券取引所市場第一部における過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施した買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果などを基に、過去1年間における発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム率を参考にしながら、対象者との協議・交渉の結果や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を勘案し、本公開買付価格を1株当たり45,000円に決定しました。</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していませんが、上記のとおり、財務情報等の客観的な資料に基づきつつ類似事例における過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値の平均株価に対するプレミアム率を参考にすると、対象者の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮した上で、対象者との真摯な協議・交渉の結果等を踏まえて本公開買付価格を決定いたしました。</p> <p>本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年6月12日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値32,600円に対して38.04%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値38,676円に対して16.35%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値38,806円に対して15.96%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値33,887円に対して32.79%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本書提出日の前営業日である平成25年6月13日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値31,050円に対して44.93%のプレミアムを加えた価格となっております。</p> <p>(2) 本新株予約権</p> <p>本新株予約権は、いずれもストックオプションとして、対象者又はその関係会社の役員及び従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者又はその関係会社の役員及び従業員の地位にあること等が要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、公開買付者は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式及び本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得していません。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>対象者グループを取り巻く経営環境は、インターネット環境の拡大に伴う業務形態の変化及びボーダレス化、規制緩和、金融商品の多様化等により、かつてないスピードで大きく変化しています。すなわち、対象者グループの顧客である金融機関による資金運用の手法は、為替、債券、株式、デリバティブ等の世界中の様々な金融商品が対象となっており、他方で、個人投資家が行う取引についても、株式、株式先物・オプションに加え、近年ではFX取引等に広がりを見せています。そのような中で、対象者グループは、その主要顧客である銀行、証券会社及び信託銀行等の金融機関に対して、()SI事業、並びに()UMS事業を提供しております。</p> <p>SI事業については、創業以来、現在に至るまで、主に金融機関の資金運用ビジネスに係るディーリングシステム(「ディーリングシステム」とは、トレーディングシステム及びリスクマネジメントシステムを含め、ディーリング業務を行う上で必要なすべての機能が統合されたシステムを意味します。)に必要な標準的機能を、最先端の金融工学のノウハウを活用し提供しております。さらに、対象者グループは、SI事業において受託するシステム開発を通じて得られるノウハウ及び著作権を基本的に対象者グループに留保し、新たな金融システムを構築する際に再利用可能なコンポーネントを「シンプレクス・ライブラリ」として管理しております。シンプレクス・ライブラリを活用し、過去の受託案件を通じて蓄積されたコンポーネントを再利用して複数の金融機関に対してソリューションを提供することで、開発期間の大幅な短縮、開発コストの大幅な削減や信頼性のあるソリューション提供の実現に成功し、一般的に労働集約性が高いと言われるSI事業において、効率的に極めて高い利益率を生み出すことができる事業構造を構築してまいりました。その結果、対象者グループにおいては、システム開発事業を行う企業としては高水準といえる粗利率40%を、創業以来15年間にわたって維持できております。</p> <p>その一方、日本経済の停滞が長引く中で、金融機関の再編が相次ぎ、主要顧客である国内の金融機関が集約化されてきたことから、シンプレクス・ライブラリを活用した事業展開も鈍化し、SI事業においてさらなる利益率の向上を追求することは、難しい状況に至っております。また、SI事業のようなシステム受託開発ビジネスは、一般的にフロー型(売切収益型)のビジネスであることから、収益構造をもっぱらSI事業に依存すると、中長期的には対象者グループの継続的かつ安定的な成長が覚束ない状況となりかねません。そこで、対象者グループは、平成20年3月期からの第二次中期事業計画において、労働集約的要素の高いSI事業のみを事業基盤とする体制から脱却し、ストック型(安定収益型)売上構造をもつ新規ビジネスの確立を目指すこととし、その柱として、UMS事業を開始いたしました。現在、対象者グループは、UMS事業として、個人投資家向けインターネット取引サービスに係るシステム提供を行っております。対象者グループがUMS事業を開始した当初は、株式、株式先物及びオプション取引向けシステムの提供を通じて市場シェアを確立し、その後、FX取引に係るシステムの提供にまで事業を拡大してまいりましたが、近年のFX取引市場の急速な拡大とともに、対象者グループがUMS事業として提供するFX取引向けシステムは、国内FX取引高に占めるシェア30%(社団法人金融先物取引業協会の開示データを基に対象者作成)を占め、FX取引業界において、確固たる地位を築いているものと自負しております。実際、対象者グループがUMS事業を開始した平成20年3月期以降平成22年3月期までの対象者グループの成長の源泉の中心は、FX取引向けソリューションの提供を中心とするUMS事業であり、UMS事業は、平成19年3月期において約67億42百万円であった対象者グループの連結売上高を平成22年3月期において約139億70百万円へと倍増させる原動力となりました。</p>
-------	---

このように、対象者グループにおいては、シンプレクス・ライブラリを用い、効率性を追求することにより対象者が従前から得意としてきた S I 事業に加え、対象者グループに安定的な収益をもたらす U M S 事業を開始したことにより、平成22年3月期には、連結経常利益及び連結純利益ともに創業以来の最高益（それぞれ約30億9百万円及び約18億44百万円）を達成するなど、順調にその業績を伸ばしてまいりました。

しかしながら、対象者グループの業績を支えてきた S I 事業及び U M S 事業も、長引くデフレ不況による我が国経済の長期的な停滞とは無縁ではいられず、過去最高益を達成した平成22年3月期を境に、非常に厳しい経営環境にさらされております。

すなわち、S I 事業については、主要顧客である銀行系証券会社や準大手の総合証券会社には、対象者のソリューションをすでに提供している状況であり、また、経済環境の不透明さが継続する中で、それら主要顧客によるリピート案件の増加は見込めない状況となっています。さらに、そのような準大手証券会社等の状況を受け、大型案件が見込まれる大手金融機関に主要顧客層の軸足を移す努力も行ったものの、かかる努力も所期の目的通りには進捗しておりません。他方で、U M S 事業についても、当初は F X 取引向けソリューションを中心に順調に成長し、平成22年3月期までは S I 事業を超える粗利率（47.6%）を維持していたものの、F X 取引市場が飽和状態となり、F X 取引事業者間の競争が激化し、低価格戦略を打ち出す F X 取引事業者が中心となったことから、対象者の顧客の収益が圧迫され、事業撤退等を行う F X 取引事業者も出る等、必ずしも安定的な収益を見込める状況になく、粗利率も、平成23年3月期には39.4%、平成24年3月期には37.3%、平成25年3月期には32.2%と、年々低下しております。

（注） U M S 事業の粗利率については、近年の U M S 事業の売上の大半を占める「U M S（サービス）」の利益率を記載しております。

これらの結果、対象者グループにおいては、平成23年3月期の連結経常利益及び連結純利益は、約25億14百万円（前期比 16.4%）及び約14億48百万円（前期比 21.5%）、平成24年3月期の連結経常利益及び連結純利益は、約20億25百万円（前期比 19.5%）及び約10億57百万円（前期比 27.0%）と大幅な減益で推移し、平成25年3月期の連結経常利益及び連結純利益については、約24億18百万円（前期比19.4%）及び約15億23百万円（前期比44.0%）と一部回復が見られるものの、平成23年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期の3期にわたって、いずれも期中に業績予想の下方修正を行わざるを得ない状況に陥り、その結果、第二次中期事業計画で策定した最終的な業績目標も未達に終わる等、対象者グループは厳しい環境に直面しており、抜本的な構造改革を実現しない限り、対象者グループの今後の持続的な成長は、極めて不透明といわざるを得ません。

こうした厳しい事業環境下において、金子氏は、対象者グループの更なる成長を企図した戦略の立案を行うため、資本政策について意見交換を行う間柄であり、事業会社経営者としての価値創造実績とバイアウトファンドマネージャーとしての豊富な投資・E X I T 実績を持つメンバーを擁する K & C と協議を開始し、K & C とともに、平成24年12月より、マネジメント・バイアウト（M B O）を含めた対象者グループの成長戦略に係る初期的検討に着手いたしました。K & C は、外部専門家と協働し、対象者の置かれた厳しい事業環境を改めて認識した上で、これまでの対象者グループの経営戦略及び組織構造等を把握・分析し、金子氏とともに、上記のような厳しい事業環境下における対象者グループの今後の成長戦略を真摯に検討し、対象者グループの持続的な成長のためには以下のような施策が必要との結論に至りました。

UMS事業の一環である「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用した金融サービス事業への進出の検討

対象者の収益の源泉となる顧客によるIT投資費用は収益への貢献が希薄なコストとして認識され、経営環境が悪化すると、削減の対象に位置づけられるのがこれまでの一般的な考え方であったと理解しております。このようなこれまでの考え方を覆し、金融フロンティア領域において、IT投資により、金融機関の収益向上に直結させ、ひいては金融機関におけるシステム投資の位置づけを収益獲得の極めて有効なツールに変更させることを企図して、対象者は平成24年8月から「Simplex FX」のサービス提供を開始致しました。

「Simplex FX」は、顧客であるFX取引事業者が個人投資家等からのFX取引に係る注文を受け、その相対として、FX取引事業者においてポジションをもつ過程で、「Simplex FX」に組み込まれた対象者の金融工学のノウハウを集めたアルゴリズム（コンピューティング等の分野で、問題を解くための手順を定式化した形で表現したもの）によって、FX取引事業者がディーリング収益を上げるシステムであり、この「Simplex FX」により実現された金融機関の超過収益に対し、一定の成功報酬を課金するビジネスモデルを強化します。顧客の超過収益の実現に積極的に関与し、収益連動型課金ビジネスモデルを強化することにより、対象者グループにおいて、高水準で安定的かつ継続的な収益の確保に繋がると考えます。ここでは、対象者グループが発表した「ブリッジ2016」において2016年度の達成を目標としている国内FX取引高に占めるシェア50%を可及的速やかに実現することを最優先課題として、初期導入費等の負担方法等の課金方法の抜本的な変更を含めて、大胆な施策を検討致します。

上記のような収益連動型課金ビジネスモデルの強化に加えて、金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用し、金融サービス事業そのものへの進出も積極的に検討します。すなわち、SI事業において金融機関の資金運用ビジネス等を強力にサポートするシステム開発を手掛け、またUMS事業の一環である「Simplex FX」によりFX取引事業者のコアコンピタンスであるディーリング収益の拡大に貢献することで顧客である金融機関の収益連動型課金を実現してまいりましたが、対象者グループの中長期的な成長を実現するためには、金融サービス事業そのものへの参入を視野に入れる必要があります。金融機関の提供するサービスには、ITシステムと密接に関連し、高度なアルゴリズムの利用や遠隔地の相手方も含めた取引相手方との瞬時・大量・多様な取引の実行等、ITシステムの機能性能を活用して初めて提供可能となるユニークなサービスが多く存在します。特にUMS事業が現在主な対象としているインターネットを通じた金融商品の取引にかかわる分野においては、その傾向が顕著であると認識しています。このような分野では、個人投資家を対象とする金融ビジネスに限らず、金融機関を対象とする金融サービスも多数存在し、今後の技術革新や市場の拡大等に伴い、新たな金融サービスを確立する余地も多いものと認識しています。とりわけ対象者グループが注力しているFX取引の分野では、そのようなチャンスが多く存在しているものと考えております。上記のような金融ビジネスは、立ち上げまでに相応の先行投資リスクを負う必要があり、また金融機関の収益構造がそうであるように、市場環境からの影響を直接的に受けるため収益が大きく上下するリスクを持っており、市場低迷時期には業績が大幅に落ち込む可能性があるものの、市場活況時期にはシステム会社の収益構造では考えられない大幅な増益を実現する可能性も持っています。

S I 事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ

S I 事業については、大手金融機関の資金運用ビジネスに関して、網羅的に、プリセールス又はコンサルティングセールスを含めた、顧客の I T 投資戦略の立案やロードマップ作成等に対象者グループが深く関与するサービスの立ち上げが重要となります。金融機関向けシステム開発に特化している対象者グループの特性を生かし、具体的な案件組成の前段階である新たな金融商品や金融フロンティア領域の開発に能動的かつ積極的に関与することで、潜在的な需要を掘り起こし、顧客である金融機関の事業発展に寄与するとともに対象者グループにおける大型案件の受注につなげることも可能となります。

特に平成25年5月中旬に相次いで公表された3大銀行グループ等の大手金融機関の平成25年3月期の業績値及び平成26年3月期の業績予想がいずれも高水準に推移し、大手金融機関の経営環境の急速な改善が鮮明となる中で、各金融機関においては、今後数年以内に相次いで金融フロンティア領域における基幹システムの更新時期を迎えるものと想定されます。この大きなビジネス機会を逸することがないよう、対象者においては、既存事業への短期的な影響を恐れることなく、従前 S I 事業のプロジェクト進行において中心的な役割を果たしてきた執行役員クラスの役員員を含めた優秀な人材を、迅速かつ大胆に集中的に投入していくことが必須と考えます。

海外展開

対象者グループの今後の更なる成長を実現するためには、S I 事業及び U M S 事業双方に共通の課題として、人口減が続く国内市場に拘らず、海外市場を視野に入れて展開を図って行く必要性があります。上述のとおり、S I 事業においては、対象者グループの顧客となり得る金融機関等の数が限られているため、このまま国内企業向けの受注を継続していてもその事業拡大の余地は限定的であり、日本国内での F X 取引市場も飽和状態にあります。対象者グループが、今後も S I 事業及び U M S 事業の2つを軸として成長を継続していくためには、国内金融機関向けシステム開発にて培った対象者グループのノウハウを、海外金融機関向けにも展開していくことが必須となります。

しかし、収益連動型課金の基礎となる金融機関における超過収益は金融事業そのものであることに鑑みれば、「Simplex FX」等のビジネスモデルに係る事業リスクは、I T ビジネスというよりも金融ビジネスのリスクに近似していくこととなり、I T ソリューション提供の対価として固定的な収益を受領するのではなく顧客である F X 取引事業者等の金融機関の収益によって対象者の収益が変動する点で、これまでの対象者グループの事業リスクとは、大きく性質が異なるものと認識しております。また金融サービス事業が内包する事業リスクも、金融事業そのもののリスクであり、同様に I T ソリューションに係る事業リスクとは大きく異なっています。加えて、新たな金融サービスの立ち上げに際しては、研究開発費用も含め新たな先行投資が必要となると考えられ、課金方法の変更により短期的には対象者グループの売上や利益には悪影響を及ぼすことも考えられます。

また、IT投資戦略の立案やロードマップ作成等といった初期的な提案段階から、具体的な案件となり、実際にそれが実行され、顧客から対象者に対して収益がもたらされる段階となるまでには、各案件において少なくとも2年から3年程度の期間が必要であると考えられることからすると、対象者グループにおいては、このようなセールス体制を早急に構築する必要があるものの、その構築に際して少なくとも数年間、売上高の低下を招く虞があると考えられます。また、プリセールス及びコンサルティングセールスには、顧客の潜在的な要望を掘り起こし、自発的・積極的にコンサルティングを提供していく必要があり、顧客の具体的な要望発生後にシステムの受託開発を行う従前の対象者グループの事業とは従業員に求められる能力の性質が大きく異なっています。そのような要望に応えるための優秀な人材の採用や既存の従業員の再教育は、一時的に対象者グループの案件受注体制に影響を与えて対象者グループの売上高が低下する虞や、優秀な人材の採用に伴う人件費の増加による利益の低下を招く虞もあると考えられます。加えて、上述のとおり、大手金融機関の経営環境の急速な改善が鮮明となる中、今後数年以内に想定される大手金融機関の金融フロンティア領域における基幹システムの更新に伴うビジネス機会を適切に捉えるためには、従前S I事業のプロジェクト進行において中心的な役割を果たしてきた執行役員クラスの役職員を含めた優秀な人材を、迅速かつ大胆に集中的に投入していくことが必須であり、その結果、対象者の既存事業への短期的な悪影響は不可避免的に生じるものと予想されます。大手金融機関の基幹システム更新に係るビジネス機会を確実に捉えるために対象者の経営資源を集中させるほど、既存事業への悪影響の程度は大きくなるものと考えられます。

さらに、海外展開にあたっては、抜本的な組織体制の見直しやシンプレクス・ライブラリに蓄積されている日本語用システムの現地語化に加えて、当該国の市場環境、競争環境、特有の商慣習等の検証及び分析が不可欠であり、大きな不確実性を内包していると認識しております。対象者が国内で蓄積した知見を活用し海外においても確固たる地位を築いていくためには、海外進出に向けて短期的に大胆な投資を行っていくことが肝要であると考えられます。

このように、厳しい事業環境下において更なる成長を実現するために対象者グループに求められる諸施策は、対象者グループ事業に内在するリスクの大幅な質的变化を生じさせるとともに、既存事業への短期的な悪影響及び先行投資によって生じる少なくとも数年間にわたるであろう一時的な売上高及び利益の減少、さらには、海外展開に内在する不確実性への対応といった様々なリスクを伴うものであり、短期的には資本市場から必ずしも十分な評価を得ることができず、対象者普通株式の株価に悪影響を及ぼすことが予想されるのみならず、所期の目的を達成できない場合には長期的にも対象者の株主の皆様のご期待に沿えない事態が生じる可能性も十分に考えられます。

このような認識の下、金子氏及びK & Cは、検討及び協議を重ねた結果、厳しい事業環境下において対象者グループをさらに成長させ、その中長期的な企業価値の向上を実現するためには、上記の各施策を速やかに実施していくことが必須であり、そのためには、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により対象者株式を非上場化し、上記の各施策に必然的に伴うリスクが対象者の株主の皆様及びことを回避するとともに、対象者の株主を、当該リスクを受容できる少数の者に限定し、上記の各施策を一貫した方針の下で迅速かつ大胆に実施できる体制を構築することが、現在の対象者グループにとって最善の選択肢であるという基本的な方向で、合致しました。その上で、金子氏及びK & Cは、対象者グループの今後のさらなる成長に向けた施策の中に海外市場への展開が含まれていることに鑑み、対象者グループの海外市場への展開を強力にサポートする協力者として、世界6大陸の33のオフィスを通じた全世界的ネットワークに加え、対象者グループと同様のテクノロジー事業を営む企業に対する幅広い投資実績と企業価値の最大化に向けた豊富な経営支援の経験を有するカーライル・グループを選定し、カーライル・グループとの間で意見交換を行いながら、上述の諸施策の実施を前提としたマネジメント・バイアウト(MBO)の実施について具体的に検討を続けてまいりました。そして、金子氏、K & C及びカーライル・グループは、平成25年3月18日、対象者に対し本公開買付けを含む本取引を提案し、その後、金子氏及び五十嵐氏を除く対象者取締役との間で、本取引の実施の是非及び条件等について慎重に協議及び交渉を重ねてきました。

その後、金子氏、K & C及びカーライル・グループ並びに公開買付者は、金子氏及び五十嵐氏を除く対象者取締役との間で、本取引の実施の是非及び条件等について慎重な協議及び交渉をさらに重ね、最終的に、平成25年6月13日に、本公開買付けの実施を決定いたしました。

(本公開買付価格の検討)

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者普通株式の東京証券取引所市場第一部における過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施した買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果などを基に、過去1年間における発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム率を参考にしながら、対象者との協議・交渉の結果や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を勘案し、本公開買付価格を1株当たり45,000円に決定しました。

公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していませんが、上記のとおり、財務情報等の客観的な資料に基づきつつ類似事例における過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値の平均株価に対するプレミアム率を参考にすると、対象者の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮した上で、対象者との真摯な協議・交渉の結果等を踏まえて本公開買付価格を決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年6月12日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値32,600円に対して38.04%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値38,676円に対して16.35%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値38,806円に対して15.96%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値33,887円に対して32.79%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本書提出日の前営業日である平成25年6月13日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値31,050円に対して44.93%のプレミアムを加えた価格となっております。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、いずれもストックオプションとして、対象者又はその関係会社の役員及び従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者又はその関係会社の役員及び従業員の地位にあること等が要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、公開買付者は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式及び本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得しておりません。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・パイアウト(MBO)のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存し得ること等を認識しており、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ、関連当事者に該当しないSMB C日興証券に対して対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年6月13日付で本公開買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書を取得したとのことです(なお、SMB C日興証券は、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、SMB C日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。)

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者普通株式が上場しており、客観的な価値を直接的に把握することが可能であることから市場株価法、そして上場会社に対象者と類似する会社があることから類似上場会社比較法、さらに対象者が継続企業であることを前提に対象者の収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることからDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。各々の手法により算定された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 33,887円から38,806円

類似上場会社比較法 32,348円から43,000円

DCF法 39,671円から49,717円

市場株価法では、平成25年6月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価(終値)(それぞれ38,676円、38,806円、33,887円(各単純平均株価(終値)については小数点以下四捨五入))、株式の流動性及び開示状況等を総合的に分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

類似上場会社比較法では、類似会社を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

D C F法では、対象者から提供を受けた平成26年3月期から平成30年3月期までにおける事業計画（注）（このうち、平成26年3月期からの3カ年の期間は「ブリッジ2016」の内容に相当するとのこと。）、対象者に対するマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向等に基づき、対象者が平成25年3月期後の将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

（注） D C F法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画において、大幅な増減益は見込まれていないとのこと。また、公開買付者が検討している S I 事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び海外展開に関する各施策の効果は、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、D C F法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画においては考慮されていないとのこと。

対象者における独立委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成25年3月18日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者及び公開買付者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される独立委員会（独立委員会の委員としては、対象者及び公開買付者から独立性を有する中条稔夫氏（現対象者社外監査役）、小笠原範之氏（現対象者社外監査役）及び仁科秀隆氏（中村・角田・松本法律事務所パートナー 弁護士）の3氏を選定したとのこと。なお、対象者は、当初からこの3氏を独立委員会の委員として選定しており、独立委員会の委員を変更した事実はないとのこと。）を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、本取引が対象者の企業価値向上に資するか、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか、及び本取引に対して対象者取締役会が行うべき意見表明の内容について独立委員会に対し諮問することを決議したとのこと。

独立委員会は、平成25年3月27日より同年6月13日まで合計8回開催され、本諮問事項である上記3点に関し、慎重に検討を行ったとのこと。独立委員会は、かかる検討にあたり、対象者の代表取締役社長である金子氏、K & C及びカーライル・ファンドから本公開買付けの背景、検討状況及び公開買付者の本公開買付けについての考え方についての説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのこと。また、独立委員会は、対象者の事業計画及び本取引の対象者企業価値に与える影響等について、対象者の取締役副社長である田中健一氏及び福井康人氏より説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのこと。

さらに、独立委員会は、本諮問事項を検討するにあたり、その透明性・合理性を確保するため、対象者及び公開買付者から独立し、かつ関連当事者に該当しないトラスティーズを、独立委員会の第三者算定機関に選任し、対象者の株式価値の算定を依頼しており、トラスティーズから平成25年6月12日付で株式価値算定書を取得したとのこと。トラスティーズによる対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりとのこと。

市場株価法	32,600円から38,806円
類似公開会社比準法	32,483円から37,159円
D C F法	37,453円から45,481円

市場株価法では、公開買付者による本公開買付けの公表日の前日である平成25年6月12日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値32,600円、過去1ヶ月間(平成25年5月13日から平成25年6月12日まで)の普通取引終値の単純平均値38,676円、過去3ヶ月間(平成25年3月13日から平成25年6月12日まで)の普通取引終値の単純平均値38,806円、過去6ヶ月間(平成24年12月13日から平成25年6月12日まで)の普通取引終値の単純平均値33,887円を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を32,600円から38,806円までと分析しているとのことです。

類似公開会社比準法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を算定しているとのことです。

D C F法では、対象者の事業計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、対象者の事業のリスク要因、直近までの業績の動向、対象者の将来の収益予想に基づき対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値と株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を37,453円から45,481円までと分析しているとのことです。

なお、D C F法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。また、公開買付者が検討しているS I事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び海外展開に関する各施策の効果は、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、D C F法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画においては考慮されていないとのことです。

また、独立委員会は、S M B C日興証券が対象者に対して提出した株式価値算定書を参考にするために、S M B C日興証券から対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。独立委員会は、かかる経緯の下、関係書類の精査等を行ったうえで、平成25年6月13日に、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると認められること、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないと認められること、及び本取引に対して対象者取締役会が賛同意見を表明し、普通株式に関しては応募を推奨することには合理性が認められること、をそれぞれ委員全員の一致で承認したことを内容とする答申書を対象者取締役会に対して提出しているとのことです。

当該答申書によれば、独立委員会が上記内容の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりとのことです。

本取引が対象者の企業価値向上に資するかについての判断要素

()対象者の現状認識の合理性、()本取引の必要性に関する公開買付者の説明の合理性及び対象者取締役会の理解との整合性、()非上場化によるデメリットの欠缺、()対象者従業員のインセンティブの維持向上への配慮及び()M B Oという手段の相当性

本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについての判断要素

()株主の適切な判断機会の確保、()意思決定過程における恣意性の排除、()本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保及び()本公開買付価格の相当性

本取引に対して対象者取締役会が行うべき意見表明の内容

()本取引が対象者の企業価値向上に資するか及び()本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか

独立委員会は、上記の要素を考慮した上で、()から()までの要素は充足されており、したがって本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると認められ、また、()から()までの要素を充足するための具体的対応は履践されている上、()も是認できることから本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないと認められ、したがって対象者取締役会が、本取引に対して賛同意見を表明し、普通株式に関しては応募を推奨することには合理性が認められるとの判断に至ったとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び公開買付者から独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、S M B C日興証券から取得した株式価値算定書、独立委員会から提出を受けた平成25年6月13日付答申書及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討を行ったとのことです。

その結果、対象者取締役会は、前記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の対象者が直面する経営課題や対象者を取り巻く事業環境等を踏まえ、平成25年4月25日付で対象者が公表した、平成26年3月期からの3カ年の計画である「ブリッジ2016」における基本戦略と概ね整合すると考えられる、公開買付者が提示する U M S 事業の一環である「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用した金融サービス事業への進出の検討、 S I 事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、海外展開の諸施策について、「ブリッジ2016」の策定時における対象者の想定よりもさらに迅速かつ大胆な経営資源の集中を伴って実施することが、対象者の持続的成長及び中長期的な企業価値のさらなる向上のために重要であると判断したとのことです。しかしながら、公開買付者もいうとおり、の施策の実施については当面のコスト増加、短期的かつ大胆な投資の実行等による既存事業への短期的な悪影響は避けられず、少なくとも数年間にわたり売上高及び利益が低下する虞があり、の施策の実施についても金融事業特有の収益変動リスクを内包するものであるうえ、研究開発費用も含め新たな先行投資が必要となることは避けられないものと考えられるとのことです。したがって、対象者の株主の皆様がこのような各施策に必然的に伴うリスクが及ぶことを回避する必要があること等を考慮すると、本取引により対象者普通株式を非上場化することが対象者の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けを含む本取引は対象者の株主の皆様利益に合致すると判断し、平成25年6月13日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役5名中、金子氏及び五十嵐氏を除く出席取締役3名）全員の意見の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、当該取締役会において、同じく審議及び決議に参加した取締役（上記3名）全員の意見の一致により、本新株予約権については、本新株予約権が対象者役職員に対するストックオプションとして付与されたものであり、対象者は本新株予約権に係る買付価格の妥当性について検証を行っていないことから、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。そして、当該取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役4名）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である金子氏及び対象者の取締役副社長である五十嵐氏は、公開買付者との間で、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに同意する旨を内容とする本応募契約書を締結しており、かつ、本公開買付けの決済後、自ら公開買付者に対して、出資をすることを予定していることから、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、対象者取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

また、本新株予約権は、ストックオプションとして付与されたものであり、新株予約権割当契約等にて譲渡が禁止されていることから、対象者は、本新株予約権に係る新株予約権者が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

価格の適正性及び本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、36営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者普通株式及び本新株予約権について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（393,567株）（株式所有割合：66.71%）以上の応募があることをその成立の条件としております。買付予定数の下限は、(a) () 対象者第16期第3 四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（589,955株）から、(ア) 対象者第16期第3 四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（29,470株）及び(イ) 本書提出日現在における応募予定株主が所有する対象者普通株式（218,385株）を控除した株式数（342,100株）に、() (ア) 対象者第15期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の第3 回新株予約権の数（368個）の目的である対象者普通株式数（9,200株）、第4 回新株予約権の数（3,604個）の目的である対象者普通株式数（18,020株）、第6 回新株予約権の数（12,560個）の目的である対象者普通株式数（12,560株）及び第7 回新株予約権の数（6,730個）の目的である対象者普通株式数（6,730株）に、(イ) 平成24年12月31日までの変更（対象者によれば、平成24年12月31日までに、第3 回新株予約権は185個（その目的である対象者普通株式数4,625株）、第4 回新株予約権は3,296個（その目的である対象者普通株式数16,480株）、第6 回新株予約権は11,978個（その目的である対象者普通株式数11,978株）及び第7 回新株予約権は6,390個（その目的である対象者普通株式数6,390株）が、それぞれ消滅しているとのことです。）を反映し、(ウ) さらに応募予定株主である五十嵐氏との関係で、行使の上、対象者普通株式として本公開買付けに応募することが予定されている第3 回新株予約権の数（49個）の目的である対象者普通株式数（1,225株）を控除した本新株予約権の数（1,364個）の目的となる対象者普通株式の数の最大数（5,812株）を加えた株式数（347,912株）の過半数に相当する株式数（173,957株、これは、本書提出日現在、応募予定株主及び対象者以外の者が所有する対象者普通株式に、本新株予約権のうち、本書提出日現在、行使期限が到来し、かつ、新株予約権の行使価格が本公開買付価格を下回る第3 回新株予約権、第4 回新株予約権、第6 回新株予約権及び第7 回新株予約権の平成24年12月31日時点の残数から応募予定株主が保有し、行使の上、対象者普通株式として本公開買付けに応募することが予定されている新株予約権の数を控除した新株予約権に係るその目的となる対象者普通株式の数を加算した株式数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者普通株式数にあたります。）に、(b) 応募予定株主が本公開買付けに応募する対象者普通株式数（五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3 回新株予約権（49個）を行使した結果、所有することとなる対象者普通株式1,225株を含み、合計219,610株）を加えた株式数となっております。このように公開買付者は、対象者の株主の皆様を尊重し、株主の皆様からの多数の賛同が得られない場合には、本公開買付け及び本取引を行わないこととしております。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
616,343 (株)	393,567 (株)	(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(393,567株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(393,567株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(616,343株)を記載しております。当該最大数は、(a)対象者第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(589,955株)に、(b)(i)対象者第15期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の第3回新株予約権の数(368個)、第4回新株予約権の数(3,604個)、第5回新株予約権の数(2,760個)、第6回新株予約権の数(12,560個)、第7回新株予約権の数(6,730個)、第8回新株予約権の数(21,360個)及び対象者第16期第3四半期報告書に記載された第9回新株予約権の数(47,823個)に、()平成24年12月31日までの変更(対象者によれば、平成24年12月31日までに、第3回新株予約権は185個、第4回新株予約権は3,296個、第5回新株予約権は2,560個、第6回新株予約権は11,978個、第7回新株予約権は6,390個、第8回新株予約権は21,290個及び第9回新株予約権は72個それぞれ消滅しているとのこと。)を反映した本新株予約権の数(49,434個)の目的となる対象者普通株式の最大数(55,858株)を加えた株式数(645,813株)から、(c)対象者第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(29,470株)を控除した株式数です。
- (注4) 公開買付期間末日までに第8回新株予約権及び第9回新株予約権を除く本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	616,343
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	55,858
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年6月14日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年6月14日現在)(個)(g)	101,372
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	11,362
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j)	560,485
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j))(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(616,343株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、(i)対象者第15期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の第3回新株予約権の数(368個)、第4回新株予約権の数(3,604個)、第5回新株予約権の数(2,760個)、第6回新株予約権の数(12,560個)、第7回新株予約権の数(6,730個)、第8回新株予約権の数(21,360個)及び対象者第16期第3四半期報告書に記載された第9回新株予約権の数(47,823個)に、()平成24年12月31日までの変更(対象者によれば、平成24年12月31日までに、第3回新株予約権は185個、第4回新株予約権は3,296個、第5回新株予約権は2,560個、第6回新株予約権は11,978個、第7回新株予約権は6,390個、第8回新株予約権は21,290個及び第9回新株予約権は72個それぞれ消滅しているとのこと)を反映した本新株予約権の数(49,434個)の目的となる対象者普通株式(55,858株)の議決権の最大数(55,858個)を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年6月14日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。また、「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年6月14日現在)(個)(g)」のうち、各特別関係者が所有する本新株予約権の目的となる対象者普通株式の数(11,362株)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年6月14日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。また、「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、本公開買付けにおいては全て「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」に含まれているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、分母に加算しておりません。

- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主等の議決権の数です。
- ただし、本公開買付けにおいては、対象者普通株式(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、(a)対象者第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(589,955株)に、(b)()対象者第15期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の第3回新株予約権の数(368個)、第4回新株予約権の数(3,604個)、第5回新株予約権の数(2,760個)、第6回新株予約権の数(12,560個)、第7回新株予約権の数(6,730個)、第8回新株予約権の数(21,360個)及び対象者第16期第3四半期報告書に記載された第9回新株予約権の数(47,823個)に、()平成24年12月31日までの変更(対象者によれば、平成24年12月31日までに、本新株予約権のうち第3回新株予約権は185個、第4回新株予約権は3,296個、第5回新株予約権は2,560個、第6回新株予約権は11,978個、第7回新株予約権は6,390個、第8回新株予約権は21,290個及び第9回新株予約権は72個それぞれ消滅しているとのことです。)を反映した本新株予約権の数(49,434個)の目的となる対象者普通株式の最大数(55,858株)を加えた株式数(645,813株)から、(c)対象者第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(29,470株)を控除した株式数(616,343株)に係る議決権の数(616,343個)を分母として計算しています。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募される方(株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る株式の応募の受付けにあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株式を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株式をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受付けにあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権者の請求によって対象者により発行される「譲渡承認書」及び「新株予約権証券」をご提出ください。「譲渡承認書」及び「新株予約権証券」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要
があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を
通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲
渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

（注1）対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の
記録を振替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等
の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座
管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となり
ます。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申
し上げます。

（注2）本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募す
る外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付
代理人へお問合せください。

個人・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成されたもの）、健康保険証、運転免許証等（氏名、住所、
生年月日全てを確認できるもの）。

法人・・・登記事項証明書（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在
地並びに事業内容を確認できるもの）。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表
者）個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類す
るもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等（本人確認書類は、自然人の場合は、
氏名、住所、生年月日の記載のあるもの（1）、法人の場合は、名称及び本店又は主たる
事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの（2）が必要です。また、当該本人確
認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期
限のある書類は有効なものに限ります。）及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状
又は契約書の写し（3）が必要となります。

（1）外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出
をお願いいたします。

（2）法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業
内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類（居住者の本人確認
書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることと
されている書類で事業内容の記載があるもの）の提出が必要です。

(3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、 常任代理人による証明年月日、 常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注 3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	25,583,537,821
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	70,000,000
その他(c)	7,150,000
合計(a) + (b) + (c)	25,660,687,821

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(616,343株)のうち、本公開買付けに係る公開買付期間中に行使期限が到来しないため公開買付期間中に行使される可能性がない第8回新株予約権(70個)及び第9回新株予約権(47,751個)の目的となる対象者普通株式の数(47,821株)を控除した株式数(568,522株)に1株当たりの買付価格(45,000円)を乗じた金額に、第8回新株予約権の数(70個)及び第9回新株予約権の数(47,751個)に当該新株予約権1個当たりの買付価格(1円)を乗じた金額の合計額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ (1)ブリッジローンA 弁済期:平成26年2月9日又は対象者を公開買付者の完全子会社とする手続の完了日(かかる行為に関連する少数株主に対する金銭の支払が完了していることを含みません。)のいずれか早い方の日(期限一括返済) 金利:短期プライムレートに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)ブリッジローンB 弁済期:平成25年8月14日又は公開買付者が行う本経営陣等を割当先とする第三者割当増資に係る払込日のいずれか早い方の日 金利:短期プライムレートに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (3)タームローンA 弁済期:2020年3月31日(分割返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (4)タームローンB 弁済期:2020年3月31日(期限一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1)ブリッジローンA 4,380,000 (2)ブリッジローンB 2,081,000 (3)タームローンA 6,300,000 (4)タームローンB 7,700,000
計(b)				20,461,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏づけとして、三菱東京UFJ銀行から20,461百万円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を平成25年6月13日付で取得しております。なお、当該融資契約においては、貸付実行の前提条件として本書の添付書類である融資証明書記載のとおりのもので定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
カーライル・ファンドによる普通株式の引受	6,258,109
K & C Mによる普通株式の引受	19,950
計(d)	6,278,059

(注1) 公開買付者は、カーライル・ファンド及びK & C Mより以下の内容の出資証明書を受領しております。

(注2) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、カーライル・ファンドから6,258,109,806円の出資を行う用意がある旨の証明書を取得しています。また、カーライル・ファンドのリミテッド・パートナーであるCarlyle Japan Partners II, L.P. (以下「第1ファンド」といいます。)及びCarlyle Japan International Partners II, L.P. (以下「第2ファンド」といい、第1ファンドと併せて「投資ファンド」といいます。)から上記出資のために使用する金額を調達する予定であり、第1ファンドから3,074,265,660円、第2ファンドから3,183,844,146円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を取得しております。公開買付者は、カーライル・ファンドを通じて、第1ファンド及び第2ファンドから、以下の報告を受けることにより、投資ファンドの出資の確実性を確認しております。第1ファンド及び第2ファンドは、それぞれ機関投資家等(以下「投資家」といいます。)からその投資ファンドを通し間接的に出資を受けてプライベート・エクイティ投資を行うために設立されたリミテッド・パートナーシップです。第1ファンドの投資家は、日本国内の銀行、保険会社、公的年金基金、財団及びファンズ・オブ・ファンズ等の機関投資家等であり、第2ファンドの投資家は、日本国外の保険会社、公的年金基金、財団、投資会社、投資組合、投資信託、政府系金融機関、ファンズ・オブ・ファンズ等の機関投資家等です。投資家は、それぞれ一定額を上限額として、その各投資ファンドに金銭出資を行うことを約束しており(当該上限額を「コミットメント金額」といいます。)、当該各投資ファンドを運営する者(以下「運営者」といいます。)から、投資期間内に投資目的に適合した投資資金に充当するため金銭出資の履行を求める通知を受けた場合は、当該投資が法令等の違反になる等の一定の例外的な場合を除き、それぞれの利用可能なコミットメント金額の割合に応じて、その利用可能なコミットメント金額の範囲内で、金銭出資を行うことが義務付けられています。また、当該各投資ファンドにおいては、一部の投資家が出資義務を履行しない場合に、他の投資家は、運営者の求めに応じて、一定の範囲において、利用可能なコミットメント金額に応じて、当該履行がなされなかった分について追加出資する義務を負っているため、第1ファンド及び第2ファンドは、上記出資の金額に相当する資金を拠出することができます。

(注3) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、K & C Mから19,950,000円の出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しています。なお、公開買付者は、K & C Mの資力について、銀行預金の残高証明書により、K & C Mが出資義務を負う金額以上の現預金を有していることを確認しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

26,739,059千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2)【決済の開始日】

平成25年8月12日(月曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに返還すべき株券等を返還します。

株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還します。

本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類(前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類)をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(393,567株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(393,567株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項は、以下の事項のいずれかに該当する場合はいいます。

対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
平成25年 4 月	商号を株式会社 S C K ホールディングスとし、本店所在地を東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号、資本金50千円とする株式会社として設立

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

- 1 . 株式保有による事業活動の支配管理
- 2 . 前号に付随関連する一切の事業

(事業の内容)

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び保有することを事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年 6 月14日現在

資本金の額	発行済株式の総数
50千円	2株

(注) なお、公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までに、前記「第 1 公開買付要項」「 8 買付け等に要する資金」「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「 その他資金調達方法」記載のとおり、カーライル・ファンド及び K & C M に対する第三者割当増資を行う予定です。

【大株主】

平成25年 6 月14日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合 (%)
CJP SPX Holdings, L.P.	Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	1	50.00
KARITA & Company Micronesia Inc.	VB Center, Suite 2A, 14 Pohn Umpomp Place, Nett, Pohnpei FM 96941, FSM	1	50.00
計		2	100.00

(注) なお、カーライル・ファンド及び K & C M は、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までに、前記「第 1 公開買付要項」「 8 買付け等に要する資金」「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「 その他資金調達方法」記載のとおり、公開買付者による第三者割当増資を引き受ける予定であることに加え、カーライル・ファンドは、同日までに、公開買付者による第三者割当増資をさらに368,840千円分引き受ける予定であることから、これらの引受け後の発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合は、カーライル・ファンドが99.70%、K & C M が 0.30% (それぞれ小数点以下第三位を四捨五入) となる予定です。

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年6月14日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役		トーマス・マイル ホーファー	昭和47年5月14日	平成7年6月 平成12年4月 平成18年1月 平成21年1月 平成23年1月 平成25年4月	アーサー・アンダーセン・エルエルピー マネージャー カーライル・グループ・エンプロイー・ シーオー・エルエルシー ファンド・コ ントローラー カーライル・グループ・エンプロイー・ シーオー・エルエルシー コーポレート ・ディベロップメント カーライル・グループ・エンプロイー・ シーオー・エルエルシー プリンシパル カーライル・グループ・エンプロイー・ シーオー・エルエルシー マネージング ・ディレクター コーポレート・エクイ ティ部門チーフ・フィナンシャル・オ フィサー（現任） 公開買付者 代表取締役就任（現任）	
代表取締役		安達 保	昭和28年10月12日	昭和52年4月 昭和63年1月 平成7年6月 平成9年3月 平成11年3月 平成12年12月 平成15年5月 平成15年6月 平成19年11月 平成21年6月 平成25年3月 平成25年4月	三菱商事株式会社入社 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イ ンク・ジャパン入社 同社 パートナー就任 GEキャピタル・ジャパン 事業開発本 部長就任 株式会社日本リースオート 代表取締役 社長就任 GEフリートサービス株式会社 代表取 締役社長就任 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター 日本代表就 任 株式会社ベネッセコーポレーション （現：株式会社ベネッセホールディング ス）取締役就任 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター 日本共同代 表就任（現任） 株式会社ベネッセコーポレーション （現：株式会社ベネッセホールディング ス）取締役就任（現任） ヤマハ発動機株式会社 取締役就任（現 任） 公開買付者 代表取締役就任（現任）	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
取締役		刈田 直文	昭和37年 7月 6日	昭和60年 4月	株式会社富士銀行（現：株式会社みずほ銀行）入行	
				平成10年 9月	株式会社ひらまつ 代表取締役副社長就任	
				平成19年 5月	株式会社刈田・アンド・カンパニー代表取締役就任	
				平成23年 6月	株式会社ワークスアプリケーションズ 取締役就任（現任）	
				平成25年 4月	公開買付者 取締役就任（現任）	
計						

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成25年 4月 1日に設立された株式会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年6月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	90,010(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	11,362		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	101,372		
所有株券等の合計数	101,372		
(所有潜在株券等の合計数)	(11,362)		

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年6月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成25年6月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	90,010(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	11,362		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	101,372		
所有株券等の合計数	101,372		
(所有潜在株券等の合計数)	(11,362)		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成25年6月14日現在)

氏名又は名称	金子 英樹
住所又は所在地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社シンプレクス・コンサルティング オペレーションズグループ 城戸 一幸 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目4番1号 電話番号 03(3278)6750(代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 金子氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済後遅滞なく、自ら公開買付者に対して出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

(平成25年6月14日現在)

氏名又は名称	五十嵐 充
住所又は所在地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役副社長
連絡先	連絡者 株式会社シンプレクス・コンサルティング オペレーションズグループ 城戸 一幸 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目4番1号 電話番号 03(3278)6750(代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 五十嵐氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済後遅滞なく、自ら公開買付者に対して出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

(平成25年6月14日現在)

氏名又は名称	福山 啓悟
住所又は所在地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社シンプレクス・コンサルティング 執行役員
連絡先	連絡者 株式会社シンプレクス・コンサルティング オペレーションズグループ 城戸 一幸 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目4番1号 電話番号 03(3278)6750(代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 福山氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済後遅滞なく、自ら公開買付者に対して出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

【所有株券等の数】

金子 英樹

(平成25年6月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	37,085(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	8,396		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	45,481		
所有株券等の合計数	45,481		
(所有潜在株券等の合計数)	(8,396)		

五十嵐 充

(平成25年6月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	29,675(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	2,966		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	32,641		
所有株券等の合計数	32,641		
(所有潜在株券等の合計数)	(2,966)		

福山 啓悟

(平成25年6月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	23,250 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	23,250		
所有株券等の合計数	23,250		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けに際して、公開買付者は、経営陣等との間で、平成25年6月13日付で本応募契約書を締結し、それぞれが所有する対象者の普通株式の全て（五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、所有することとなる対象者の普通株式1,225株を含み、合計91,235株、所有割合：15.46%。以下、本項において同じとします。）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する対象者普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,750株を大証金にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する対象者普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,100株を三田証券にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で、担保権を解除することについての合意はなされていないとのことです。本公開買付け以降、担保権解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。さらに、本応募契約書において、経営陣等は、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約書締結日から本公開買付け開始日までのいずれの時点においても、本応募契約書において公開買付者が経営陣等に対して行う表明及び保証（注1）に重大な誤りが存在しないこと、公開買付者について、本応募契約書に定める義務（注2）の重要な違反が存しないことを前提条件として、経営陣等が所有する対象者の普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨が定められております。なお、本応募契約書には、経営陣等が、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することができる旨も併せて定められております。また、本応募契約書において、経営陣等は、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、応募を解除できないものとされています。

（注1）本応募契約書において、公開買付者は、経営陣等に対し、本応募契約書の締結及び履行、法的拘束力及び強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得又は履践について、表明及び保証を行っております。

（注2）本応募契約書において、公開買付者は、秘密保持義務等の一般的な義務を負っております。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けに際して、公開買付者は、経営陣等との間で、平成25年6月13日付で本応募契約書を締結し、それぞれが所有する対象者の普通株式の全て（五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、所有することとなる対象者の普通株式1,225株を含み、合計91,235株、所有割合：15.46%。以下、本項において同じとします。）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する対象者普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,750株を大証金にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する対象者普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,100株を三田証券にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で、担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本書提出日以降、担保権解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。さらに、本応募契約書において、経営陣等は、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約書締結日から本公開買付け開始日までのいずれの時点においても、本応募契約書において公開買付者が経営陣等に対して行う表明及び保証（注1）に重大な誤りが存在しないこと、公開買付者について、本応募契約書に定める義務（注2）の重要な違反が存しないことを前提条件として、経営陣等が所有する対象者の普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨が定められております。なお、本応募契約書には、経営陣等が、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することができる旨も併せて定められております。また、本応募契約書において、経営陣等は、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、応募を解除できないものとされております。

（注1）本応募契約書において、公開買付者は、経営陣等に対し、本応募契約書の締結及び履行、法的拘束力及び強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得又は履践について、表明及び保証を行っております。

（注2）本応募契約書において、公開買付者は、秘密保持義務等の一般的な義務を負っております。

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、S M B C 日興証券から取得した株式価値算定書、独立委員会から提出を受けた平成25年6月13日付答申書及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討を行ったとのことです。

その結果、対象者取締役会は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の対象者が直面する経営課題や対象者を取り巻く事業環境等を踏まえると、平成25年4月25日付で対象者が公表した、平成26年3月期からの3カ年の計画である「ブリッジ2016」における基本戦略と概ね整合すると考えられる、公開買付者が提示する U M S 事業の一環である「Simplex FX」等の収益運動型課金ビジネスモデルの強化及び金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用した金融サービス事業への進出の検討、S I 事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、海外展開の諸施策について、「ブリッジ2016」の策定時における対象者の想定よりもさらに迅速かつ大胆な経営資源の集中を伴って実施することが、対象者の持続的成長及び中長期的な企業価値のさらなる向上のために重要であると判断したとのことです。しかしながら、公開買付者もいうとおり、

、の施策の実施については当面のコスト増加、短期的かつ大胆な投資の実行等による既存事業への短期的な悪影響は避けられず、少なくとも数年間にわたり売上高及び利益が低下する虞があり、の施策の実施についても金融事業特有の収益変動リスクを内包するものであるうえ、研究開発費用も含め新たな先行投資が必要となることは避けられないものと考えられるとのことです。したがって、対象者の株主の皆様にもこのような各施策に必然的に伴うリスクが及ぶことを回避する必要があること等を考慮すると、本取引により対象者普通株式を非上場化することが対象者の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けを含む本取引は対象者の株主の皆様利益に合致すると判断し、平成25年6月13日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役5名中、金子氏及び五十嵐氏を除く出席取締役3名）全員の意見の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、当該取締役会において、同じく審議及び決議に参加した取締役（上記3名）全員の意見の一致により、本新株予約権については、本新株予約権が対象者役職員に対するストックオプションとして付与されたものであり、対象者は本新株予約権に係る買付価格の妥当性について検証を行っていないことから、本公開買付けに応募するか否かに

ついて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。そして、当該取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役4名）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である金子氏及び対象者の取締役副社長である五十嵐氏は、公開買付者との間で、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに同意する旨を内容とする本応募契約書を締結しており、かつ、本公開買付けの決済後、自ら公開買付者に対して、出資をすることを予定していることから、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、対象者取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

また、本新株予約権は、ストックオプションとして付与されたものであり、新株予約権割当契約等にて譲渡が禁止されていることから、対象者は、本新株予約権に係る新株予約権者が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

公開買付者は、応募予定株主との間で締結した本応募契約書を除き、本公開買付けに関連する合意を行っておりません。ただし、公開買付者の株主であるスポンサーファンドは、経営陣等との間で、平成25年6月13日付で覚書を締結し、当該覚書の中で、経営陣等は本応募契約書に従って本公開買付けに応募すること及び本公開買付けが成立した場合に応募した対象者普通株式に係る買付代金の一部を公開買付者に再出資すること等を合意しているほか、本公開買付けが成立した場合には、金子氏及び五十嵐氏の間では以下の「（ ）株主間契約」に記載の事項を含む株主間契約及び以下の「（ ）経営委任契約」に記載の事項を含む経営委任契約を締結することについて、また、福山氏の間では以下の「（ ）株主間契約」に記載の事項を含む株主間契約を締結することについて、それぞれ合意しております（但し、下記「（ ）株主間契約」の、及びの事項については、金子氏との間で締結される契約においてのみ規定される予定です。）。

（ ）株主間契約

公開買付者及び対象者の取締役、代表取締役、監査役その他の経営体制に関する事項

スポンサーファンド及び経営陣等側契約当事者の事前同意を要する公開買付者及び対象者並びにそのグループ会社の業務に関する事項

経営陣等有する公開買付者の株式の譲渡制限に関する事項

スポンサーファンドによるその有する公開買付者の株式の譲渡手続及び経営陣等側契約当事者の先買権に関する事項

スポンサーファンドがその有する公開買付者の株式を譲渡する場合における、スポンサーファンドの経営陣等に対する共同売却請求権（Drag Along Right）に関する事項

スポンサーファンドがその有する公開買付者の株式を譲渡する場合における、経営陣等のスポンサーファンドに対する売却参加請求権（Tag Along Right）に関する事項

（ ）経営委任契約

スポンサーファンドが経営陣に対し対象者及び対象者のグループ会社の取締役としてその経営を委任すること

経営陣が委任された業務を遂行するにあたって遵守すべき事項

経営陣の報酬等に関する事項

経営陣の任期、辞任及び再任拒否の禁止並びに辞任及び解任事由に関する事項

経営陣の競業禁止義務及び他の役職員の勧誘等の禁止に関する事項

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

対象者グループは、平成9年の創業以来、金融業界のIT化を支援するソリューション、すなわち、金融機関をはじめとする機関投資家向けの資金運用及び運用におけるリスクマネジメント、並びに個人投資家向けのインターネットを介した各種取引に代表される、金融機関が戦略的なIT投資によって収益の最大化を図ることを中心とする「金融フロンティア領域」に特化した、最先端の金融システム・ソリューションを提供してまいりました。金融フロンティア領域においてIT化に係るソリューションを提供するにあたっては、「高度な専門ノウハウ（金融工学、業務知識など）」と「最先端IT技術」を融合した非常に高度な専門性が必要とされますが、対象者は、これらの専門性を兼ね備えた数少ない企業の1つとして、独自の事業領域と高収益を生み出すビジネスモデルにより成長を続け、平成14年2月にJASDAQ市場に株式を上場し、平成16年5月には東京証券取引所市場第二部、平成17年9月には東京証券取引所市場第一部に株式を上場し、さらに、平成22年10月には、さらなる成長を企図して純粋持株会社制を導入し、現在、事業会社である子会社7社とともに、一体となって事業を展開しております。

対象者グループを取り巻く経営環境は、インターネット環境の拡大に伴う業務形態の変化及びボーダレス化、規制緩和、金融商品の多様化等により、かつてないスピードで大きく変化しています。すなわち、対象者グループの顧客である金融機関による資金運用の手法は、為替、債券、株式、デリバティブ等の世界中の様々な金融商品が対象となっており、他方で、個人投資家が行う取引についても、株式、株式先物・オプションに加え、近年ではFX取引等に広がりを見せています。そのような中で、対象者グループは、その主要顧客である銀行、証券会社及び信託銀行等の金融機関に対して、()SI事業、並びに()UMS事業を提供しております。

SI事業については、創業以来、現在に至るまで、主に金融機関の資金運用ビジネスに係るディーリングシステム（「ディーリングシステム」とは、トレーディングシステム及びリスクマネジメントシステムを含め、ディーリング業務を行う上で必要なすべての機能が統合されたシステムを意味します。）に必要な標準的機能を、最先端の金融工学のノウハウを活用し提供しております。さらに、対象者グループは、SI事業において受託するシステム開発を通じて得られるノウハウ及び著作権を基本的に対象者グループに留保し、新たな金融システムを構築する際に再利用可能なコンポーネントを「シンプレクス・ライブラリ」として管理しております。シンプレクス・ライブラリを活用し、過去の受託案件を通じて蓄積されたコンポーネントを再利用して複数の金融機関に対してソリューションを提供することで、開発期間の大幅な短縮、開発コストの大幅な削減や信頼性のあるソリューション提供の実現に成功し、一般的に労働集約性が高いと言われるSI事業において、効率的に極めて高い利益率を生み出すことができる事業構造を構築してまいりました。その結果、対象者グループにおいては、システム開発事業を行う企業としては高水準といえる粗利率40%を、創業以来15年間にわたって維持できております。

その一方、日本経済の停滞が長引く中で、金融機関の再編が相次ぎ、主要顧客である国内の金融機関が集約化されてきたことから、シンプレクス・ライブラリを活用した事業展開も鈍化し、SI事業においてさらなる利益率の向上を追求することは、難しい状況に至っております。また、SI事業のようなシステム受託開発ビジネスは、一般的にフロー型（売切収益型）のビジネスであることから、収益構造をもつばらSI事業に依存すると、中長期的には対象者グループの継続的かつ安定的な成長が覚束ない状況となりかねません。そこで、対象者グループは、平成20年3月期からの第二次中期事業計画において、労働集約的要素の高いSI事業のみを事業基盤とする体制から脱却し、ストック型（安定収益型）売上構造をもつ新規ビジネスの確立を目指すこととし、その柱として、UMS事業を開始いたしました。現在、対象者グループは、UMS事業として、個人投資家向けインターネット取引サービスに係るシステム提供を行っております。対象者グループがUMS事業を開始した当初は、株式、株式先物及びオプション取引向けシステムの提供を通じて市場シェアを確立し、その後、FX取引に係るシステムの提供にまで事業を拡大してまいりましたが、近年のFX取引市場の急速な拡大とともに、対象者グループがUMS事業として提供するFX取引向けシステムは、国内FX取引高に占めるシェア30%（社団法人金融先物取引業協会の開示データを基に対象者作成）を占め、FX取引業界において、確固たる地位を築いているものと自負しております。実際、対象者グループがUMS事業を開始した平成20年3月期以降平成22年3月期までの対象者グループの成長の源泉の中心は、FX取引向けソリューションの提供を中心とするUMS事業であり、UMS事業は、平成19年3月期において約67億42百万円であった対象者グループの連結売上高を平成22年3月期において約139億70百万円へと倍増させる原動力となりました。

このように、対象者グループにおいては、シンプレクス・ライブラリを用い、効率性を追求することにより対象者が従前から得意としてきたSI事業に加え、対象者グループに安定的な収益をもたらすUMS事業を開始したことにより、平成22年3月期には、連結経常利益及び連結純利益ともに創業以来の最高益（それぞれ約30億9百万円及び約18億44百万円）を達成するなど、順調にその業績を伸ばしてまいりました。

しかしながら、対象者グループの業績を支えてきたSI事業及びUMS事業も、長引くデフレ不況による我が国経済の長

期的な停滞とは無縁ではいられず、過去最高益を達成した平成22年3月期を境に、非常に厳しい経営環境にさらされております。

すなわち、S I事業については、主要顧客である銀行系証券会社や準大手の総合証券会社には、対象者のソリューションをすでに提供している状況であり、また、経済環境の不透明さが継続する中で、それら主要顧客によるリピート案件の増加は見込めない状況となっています。さらに、そのような準大手証券会社等の状況を受け、大型案件が見込まれる大手金融機関に主要顧客層の軸足を移す努力も行ったものの、かかる努力も所期の目的通りには進捗しておりません。他方で、U M S事業についても、当初はF X取引向けソリューションを中心に順調に成長し、平成22年3月期まではS I事業を超える粗利率(47.6%)を維持していたものの、F X取引市場が飽和状態となり、F X取引事業者間の競争が激化し、低価格戦略を打ち出すF X取引事業者が中心となったことから、対象者の顧客の収益が圧迫され、事業撤退等を行うF X取引事業者も出る等、必ずしも安定的な収益を見込める状況になく、粗利率も、平成23年3月期には39.4%、平成24年3月期には37.3%、平成25年3月期には32.2%と、年々低下しております。

(注) U M S事業の粗利率については、近年のU M S事業の売上の大半を占める「U M S(サービス)」の利益率を記載しております。

これらの結果、対象者グループにおいては、平成23年3月期の連結経常利益及び連結純利益は、約25億14百万円(前期比16.4%)及び約14億48百万円(前期比21.5%)、平成24年3月期の連結経常利益及び連結純利益は、約20億25百万円(前期比19.5%)及び約10億57百万円(前期比27.0%)と大幅な減益で推移し、平成25年3月期の連結経常利益及び連結純利益については、約24億18百万円(前期比19.4%)及び約15億23百万円(前期比44.0%)と一部回復が見られるものの、平成23年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期の3期にわたって、いずれも期中に業績予想の下方修正を行わざるを得ない状況に陥り、その結果、第二次中期事業計画で策定した最終的な業績目標も未達に終わる等、対象者グループは厳しい環境に直面しており、抜本的な構造改革を実現しない限り、対象者グループの今後の持続的な成長は、極めて不透明といわざるを得ません。

こうした厳しい事業環境下において、金子氏は、対象者グループの更なる成長を企図した戦略の立案を行うため、資本政策について意見交換を行う間柄であり、事業会社経営者としての価値創造実績とパイアウトファンドマネージャーとしての豊富な投資・E X I T実績を持つメンバーを擁するK & Cと協議を開始し、K & Cとともに、平成24年12月より、マネジメント・パイアウト(M B O)を含めた対象者グループの成長戦略に係る初期的検討に着手いたしました。K & Cは、外部専門家と協働し、対象者の置かれた厳しい事業環境を改めて認識した上で、これまでの対象者グループの経営戦略及び組織構造等を把握・分析し、金子氏とともに、上記のような厳しい事業環境下における対象者グループの今後の成長戦略を真摯に検討し、対象者グループの持続的な成長のためには以下のような施策が必要との結論に至りました。

U M S事業の一環である「Simplex FX」等の収益運動型課金ビジネスモデルの強化及び金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用した金融サービス事業への進出の検討

対象者の収益の源泉となる顧客によるI T投資費用は収益への貢献が希薄なコストとして認識され、経営環境が悪化すると、削減の対象に位置づけられるのがこれまでの一般的な考え方であったと理解しております。このようなこれまでの考え方を覆し、金融フロンティア領域において、I T投資により、金融機関の収益向上に直結させ、ひいては金融機関におけるシステム投資の位置づけを収益獲得の極めて有効なツールに変更させることを企図して、対象者は平成24年8月から「Simplex FX」のサービス提供を開始致しました。

「Simplex FX」は、顧客であるF X取引事業者が個人投資家等からのF X取引に係る注文を受け、その相対として、F X取引事業者においてポジションをもつ過程で、「Simplex FX」に組み込まれた対象者の金融工学のノウハウを集めたアルゴリズム(コンピューティング等の分野で、問題を解くための手順を定式化した形で表現したもの)によって、F X取引事業者がディーリング収益を上げるシステムであり、この「Simplex FX」により実現された金融機関の超過収益に対し、一定の成功報酬を課金するビジネスモデルを強化します。顧客の超過収益の実現に積極的に関与し、収益運動型課金ビジネスモデルを強化することにより、対象者グループにおいて、高水準で安定的かつ継続的な収益の確保に繋がると考えます。ここでは、対象者グループが発表した「ブリッジ2016」において2016年度の達成を目標としている国内F X取引高に占めるシェア50%を可及的速やかに実現することを最優先課題として、初期導入費等の負担方法等の課金方法の抜本的な変更を含めて、大胆な施策を検討致します。

上記のような収益運動型課金ビジネスモデルの強化に加えて、金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用し、金融サービス事業そのものへの進出も積極的に検討します。すなわち、S I事業において金融機関の資金運用ビジネス等を強力にサポートするシステム開発を手掛け、またU M S事業の一環である「Simplex FX」によりF X取引事業者のコアコンピタンスであるディーリング収益の拡大に貢献することで顧客である金融機関の収益運動型課金を実現してまいりましたが、対象者グループの中長期的な成長を実現するためには、金融サービス事業そのものへの参入を視野に入れる必要があります。金融機関の提供するサービスには、I Tシステムと密接に関連し、高度なアルゴリズムの利用や遠隔地の相手方も含めた取引相手方との瞬時・大量・多様な取引の実行等、I Tシステムの機能性能を活用して

初めて提供可能となるユニークなサービスが多く存在します。特に U M S 事業が現在主な対象としているインターネットを通じた金融商品の取引にかかわる分野においては、その傾向が顕著であると認識しています。このような分野では、個人投資家を対象とする金融ビジネスに限らず、金融機関を対象とする金融サービスも多数存在し、今後の技術革新や市場の拡大等に伴い、新たな金融サービスを確立する余地も多いものと認識しています。とりわけ対象者グループが注力している F X 取引の分野では、そのようなチャンスが多く存在しているものと考えております。上記のような金融ビジネスは、立ち上げまでに相応の先行投資リスクを負う必要があり、また金融機関の収益構造がそうであるように、市場環境からの影響を直接的に受けるため収益が大きく上下するリスクを持っており、市場低迷時には業績が大幅に落ち込む可能性があるものの、市場活況時期にはシステム会社の収益構造では考えられない大幅な増益を実現する可能性も持っています。

S I 事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ

S I 事業については、大手金融機関の資金運用ビジネスに関して、網羅的に、プリセールス又はコンサルティングセールスを含めた、顧客の I T 投資戦略の立案やロードマップ作成等に対象者グループが深く関与するサービスの立ち上げが重要となります。金融機関向けシステム開発に特化している対象者グループの特性を生かし、具体的な案件組成の前段階である新たな金融商品や金融フロンティア領域の開発に能動的かつ積極的に関与することで、潜在的な需要を掘り起こし、顧客である金融機関の事業発展に寄与するとともに対象者グループにおける大型案件の受注につなげることも可能となります。

特に平成25年5月中旬に相次いで公表された3大銀行グループ等の大手金融機関の平成25年3月期の業績値及び平成26年3月期の業績予想がいずれも高水準に推移し、大手金融機関の経営環境の急速な改善が鮮明となる中で、各金融機関においては、今後数年以内に相次いで金融フロンティア領域における基幹システムの更新時期を迎えるものと想定されます。この大きなビジネス機会を逸することがないよう、対象者においては、既存事業への短期的な影響を恐れることなく、従前 S I 事業のプロジェクト進行において中心的な役割を果たしてきた執行役員クラスの役職員を含めた優秀な人材を、迅速かつ大胆に集中的に投入していくことが必須と考えます。

海外展開

対象者グループの今後の更なる成長を実現するためには、S I 事業及び U M S 事業双方に共通の課題として、人口減が続く国内市場に拘らず、海外市場を視野に入れて展開を図って行く必要があります。上述のとおり、S I 事業においては、対象者グループの顧客となり得る金融機関等の数が限られているため、このまま国内企業向けの受注を継続していてもその事業拡大の余地は限定的であり、日本国内での F X 取引市場も飽和状態にあります。対象者グループが、今後も S I 事業及び U M S 事業の2つを軸として成長を継続していくためには、国内金融機関向けシステム開発にて培った対象者グループのノウハウを、海外金融機関向けにも展開していくことが必須となります。

しかし、収益連動型課金の基礎となる金融機関における超過収益は金融事業そのものであることに鑑みれば、「Simplex FX」等のビジネスモデルに係る事業リスクは、I T ビジネスというよりも金融ビジネスのリスクに近似していくこととなり、I T ソリューション提供の対価として固定的な収益を受領するのではなく顧客である F X 取引事業者等の金融機関の収益によって対象者の収益が変動する点で、これまでの対象者グループの事業リスクとは、大きく性質が異なるものと認識しております。また金融サービス事業が内包する事業リスクも、金融事業そのもののリスクであり、同様に I T ソリューションに係る事業リスクとは大きく異なっています。加えて、新たな金融サービスの立ち上げに際しては、研究開発費用も含め新たな先行投資が必要となると考えられ、課金方法の変更により短期的には対象者グループの売上や利益には悪影響を及ぼすことも考えられます。

また、I T 投資戦略の立案やロードマップ作成等といった初期的な提案段階から、具体的な案件となり、実際にそれが実行され、顧客から対象者に対して収益がもたらされる段階となるまでには、各案件において少なくとも2年から3年程度の期間が必要であると考えられることからすると、対象者グループにおいては、このようなセールス体制を早急に構築する必要があるものの、その構築に際して少なくとも数年間、売上高の低下を招く虞があると考えられます。また、プリセールス及びコンサルティングセールスには、顧客の潜在的な要望を掘り起こし、自発的・積極的にコンサルティングを提供していく必要があり、顧客の具体的な要望発生後にシステムの受託開発を行う従前の対象者グループの事業とは従業員に求められる能力の性質が大きく異なっています。そのような要望に応えるための優秀な人材の採用や既存の従業員の再教育は、一時的に対象者グループの案件受注体制に影響を与えて対象者グループの売上高が低下する虞や、優秀な人材の採用に伴う人件費の増加による利益の低下を招く虞もあると考えられます。加えて、上述のとおり、大手金融機関の経営環境の急速な改善が鮮明となる中、今後数年以内に想定される大手金融機関の金融フロンティア領域における基幹システムの更新に伴うビジネス機会を適切に捉えるためには、従前 S I 事業のプロジェクト進行において中心的な役割を果たしてきた執行役員クラスの役職員を含めた優秀な人材を、迅速かつ大胆に集中的に投入していくことが必須であり、その結果、対象者の既存事業への短期的な悪影響は不可避免的に生じるものと予想されます。大手金融機関の基幹システム更新に

係るビジネス機会を確実に捉えるために対象者の経営資源を集中させるほど、既存事業への悪影響の程度は大きくなるものと考えられます。

さらに、海外展開にあたっては、抜本的な組織体制の見直しやシンプレクス・ライブラリに蓄積されている日本語用システムの現地語化に加えて、当該国の市場環境、競争環境、特有の商慣習等の検証及び分析が不可欠であり、大きな不確実性を内包していると認識しております。対象者が国内で蓄積した知見を活用し海外においても確固たる地位を築いていくためには、海外進出に向けて短期的に大胆な投資を行っていくことが肝要であると考えられます。

このように、厳しい事業環境下において更なる成長を実現するために対象者グループに求められる諸施策は、対象者グループ事業に内在するリスクの大幅な質的变化を生じさせるとともに、既存事業への短期的な悪影響及び先行投資によって生じる少なくとも数年間にわたるであろう一時的な売上高及び利益の減少、さらには、海外展開に内在する不確実性への対応といった様々なリスクを伴うものであり、短期的には資本市場から必ずしも十分な評価を得ることができず、対象者普通株式の株価に悪影響を及ぼすことが予想されるのみならず、所期の目的を達成できない場合には長期的にも対象者の株主の皆様のご期待に沿えない事態が生じる可能性も十分に考えられます。

このような認識の下、金子氏及びK & Cは、検討及び協議を重ねた結果、厳しい事業環境下において対象者グループをさらに成長させ、その中長期的な企業価値の向上を実現するためには、上記の各施策を速やかに実施していくことが必須であり、そのためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により対象者株式を非上場化し、上記の各施策に必然的に伴うリスクが対象者の株主の皆様及びご関係者にと回避するとともに、対象者の株主を、当該リスクを受容できる少数の者に限定し、上記の各施策を一貫した方針の下で迅速かつ大胆に実施できる体制を構築することが、現在の対象者グループにとって最善の選択肢であるという基本的な方向で、合致しました。その上で、金子氏及びK & Cは、対象者グループの今後のさらなる成長に向けた施策の中に海外市場への展開が含まれていることに鑑み、対象者グループの海外市場への展開を強力にサポートする協力者として、世界6大陸の33のオフィスを通じた全世界的ネットワークに加え、対象者グループと同様のテクノロジー事業を営む企業に対する幅広い投資実績と企業価値の最大化に向けた豊富な経営支援の経験を有するカーライル・グループを選定し、カーライル・グループとの間で意見交換を行いながら、上述の諸施策の実施を前提としたマネジメント・バイアウト（MBO）の実施について具体的に検討を続けてまいりました。そして、金子氏、K & C及びカーライル・グループは、平成25年3月18日、対象者に対し本公開買付けを含む本取引を提案し、その後、金子氏及び五十嵐氏を除く対象者取締役との間で、本取引の実施の是非及び条件等について慎重に協議及び交渉を重ねてきました。

その後、金子氏、K & C及びカーライル・グループ並びに公開買付者は、金子氏及び五十嵐氏を除く対象者取締役との間で、本取引の実施の是非及び条件等について慎重な協議及び交渉をさらに重ね、最終的に、平成25年6月13日に、本公開買付けの実施を決定いたしました。

本取引後は、公開買付者、金子氏及び五十嵐氏が、対象者の役職員とともに、対象者グループの今後のさらなる成長のために実施を要する上述の諸施策を推進していく予定です。また、公開買付者は、対象者の役職員に対して、これまでに対象者がその役職員に対して提供してきた本新株予約権と全体として同等以上のインセンティブとなり得るストックオプション等のインセンティブ・プランを、本取引完了後に対象者と協議の上導入することを予定しており、対象者の役職員と一丸となって、上記の施策に取り組み、対象者の中長期的な企業価値の向上に向け、邁進していく予定です。なお、上記「(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」記載のとおり、金子氏及び五十嵐氏は、本公開買付け後も、対象者の代表取締役社長及び経営陣として対象者の経営にあたる予定です。

(3) 本公開買付価格の検討

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者普通株式の東京証券取引所市場第一部における過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果などを基に、過去1年間における発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム率を参考にしながら、対象者との協議・交渉の結果や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見直し等を勘案し、本公開買付価格を1株当たり45,000円に決定しました。

公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していませんが、上記のとおり、財務情報等の客観的な資料に基づきつつ類似事例における過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値の平均株価に対するプレミアム率を参考にすると、対象者の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮した上で、対象者との真摯な協議・交渉の結果等を踏まえて本公開買付価格を決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年6月12日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値32,600円に対して38.04%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値38,676円に対して16.35%、同過

去3ヶ月間の終値の単純平均値38,806円に対して15.96%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値33,887円に対して32.79%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本書提出日の前営業日である平成25年6月13日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値31,050円に対して44.93%のプレミアムを加えた価格となっております。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、いずれもストックオプションとして、対象者又はその関係会社の役員及び従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者又はその関係会社の役員及び従業員の地位にあること等が要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、公開買付者は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式及び本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得していません。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存し得ることを認識しており、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ、関連当事者に該当しないS M B C日興証券に対して対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年6月13日付で本公開買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書を取得したとのことです（なお、S M B C日興証券は、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、S M B C日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。

S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者普通株式が上場しており、客観的な価値を直接的に把握することが可能であることから市場株価法、そして上場会社に対象者と類似する会社があることから類似上場会社比較法、さらに対象者が継続企業であることを前提に対象者の収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることからD C F法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。各々の手法により算定された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 33,887円から38,806円

類似上場会社比較法 32,348円から43,000円

D C F法 39,671円から49,717円

市場株価法では、平成25年6月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ38,676円、38,806円、33,887円（各単純平均株価（終値）については小数点以下四捨五入））、株式の流動性及び開示状況等を総合的に分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

類似上場会社比較法では、類似会社を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

D C F法では、対象者から提供を受けた平成26年3月期から平成30年3月期までにおける事業計画（注）（このうち、平成26年3月期からの3ヵ年の期間は「ブリッジ2016」の内容に相当するとのことです。）、対象者に対するマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向等に基づき、対象者が平成25年3月期後の将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

（注）D C F法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。また、公開買付者が検討しているS I事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び海外展開に関する各施策の効果は、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、D C F法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画においては考慮されていないとのことです。

対象者における独立委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成25年3月18日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者及び公開買付者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される独立委員会（独立委員会の委員としては、対象者及び公開買付者から独立性を有する中条稔夫氏（現対象者社外監査役）、小笠原範之氏（現対象者社外監査役）及び仁科秀隆氏（中村・角田・松本法律事務所パートナー 弁護士）の3氏を選定したとのことです。なお、対象者は、当初からこの3氏を独立委員会の委員として選定しており、独立委員会の委員を変更した事実はないとのことです。）を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、本取引が対象者の企業価値向上に資するか、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか、及び本取引に対して対象者取締役会が行うべき意見表明の内容について独立委員会に対し諮問することを決議したとのことです。

独立委員会は、平成25年3月27日より同年6月13日まで合計8回開催され、本諮問事項である上記3点に関し、慎重に検討を行ったとのことです。独立委員会は、かかる検討にあたり、対象者の代表取締役社長である金子氏、K & C及びカーライル・ファンドから本公開買付けの背景、検討状況及び公開買付者の本公開買付けについての考え方についての

説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。また、独立委員会は、対象者の事業計画及び本取引の対象者企業価値に与える影響等について、対象者の取締役副社長である田中健一氏及び福井康人氏より説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。

さらに、独立委員会は、本諮問事項を検討するにあたり、その透明性・合理性を確保するため、対象者及び公開買付者から独立し、かつ関連当事者に該当しないトラステーズを、独立委員会の第三者算定機関に選任し、対象者の株式価値の算定を依頼しており、トラステーズから平成25年6月12日付で株式価値算定書を取得したとのことです。トラステーズによる対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価法 32,600円から38,806円
類似公開会社比準法 32,483円から37,159円
D C F 法 37,453円から45,481円

市場株価法では、公開買付者による本公開買付けの公表日の前日である平成25年6月12日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値32,600円、過去1ヶ月間（平成25年5月13日から平成25年6月12日まで）の普通取引終値の単純平均値38,676円、過去3ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年6月12日まで）の普通取引終値の単純平均値38,806円、過去6ヶ月間（平成24年12月13日から平成25年6月12日まで）の普通取引終値の単純平均値33,887円を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を32,600円から38,806円までと分析しているとのことです。

類似公開会社比準法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を算定しているとのことです。

D C F 法では、対象者の事業計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、対象者の事業のリスク要因、直近までの業績の動向、対象者の将来の収益予想に基づき対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値と株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を37,453円から45,481円までと分析しているとのことです。

なお、D C F 法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。また、公開買付者が検討しているS I事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び海外展開に関する各施策の効果は、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、D C F 法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画においては考慮されていないとのことです。

また、独立委員会は、S M B C 日興証券が対象者に対して提出した株式価値算定書を参考にするために、S M B C 日興証券から対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。独立委員会は、かかる経緯の下、関係書類の精査等を行ったうえで、平成25年6月13日に、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると認められること、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないと認められること、及び本取引に対して対象者取締役会が賛同意見を表明し、普通株式に関しては応募を推奨することには合理性が認められること、をそれぞれ委員全員の一致で承認したことを内容とする答申書を対象者取締役会に対して提出しているとのことです。

当該答申書によれば、独立委員会が上記内容の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりとのことです。

本取引が対象者の企業価値向上に資するかについての判断要素

- ()対象者の現状認識の合理性、()本取引の必要性に関する公開買付者の説明の合理性及び対象者取締役会の理解との整合性、()非上場化によるデメリットの欠缺、()対象者従業員のインセンティブの維持向上への配慮及び
- ()M B Oという手段の相当性

本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについての判断要素

()株主の適切な判断機会の確保、()意思決定過程における恣意性の排除、()本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保及び()本公開買付価格の相当性

本取引に対して対象者取締役会が行うべき意見表明の内容

()本取引が対象者の企業価値向上に資するか及び()本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか独立委員会は、上記の要素を考慮した上で、()から()までの要素は充足されており、したがって本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると認められ、また、()から()までの要素を充足するための具体的対応は履践されている上、()も是認できることから本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでない認められ、したがって対象者取締役会が、本取引に対して賛同意見を表明し、普通株式に関しては応募を推奨することには合理性が認められるとの判断に至ったとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び公開買付者から独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、S M B C日興証券から取得した株式価値算定書、独立委員会から提出を受けた平成25年6月13日付答申書及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討を行ったとのことです。

その結果、対象者取締役会は、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の対象者が直面する経営課題や対象者を取り巻く事業環境等を踏まえると、平成25年4月25日付で対象者が公表した、平成26年3月期からの3ヵ年の計画である「ブリッジ2016」における基本戦略と概ね整合すると考えられる、公開買付者が提示する U M S事業の一環である「Simplex FX」等の収益連動型課金ビジネスモデルの強化及び金融システム・ソリューション事業で蓄積した知見を活用した金融サービス事業への進出の検討、S I事業における顧客の初期的検討段階向けサービスの立ち上げ、海外展開の諸施策について、「ブリッジ2016」の策定時における対象者の想定よりもさらに迅速かつ大胆な経営資源の集中を伴って実施することが、対象者の持続的成長及び中長期的な企業価値のさらなる向上のために重要であると判断したとのことです。しかしながら、公開買付者もいうとおり、の施策の実施については当面のコスト増加、短期的かつ大胆な投資の実行等による既存事業への短期的な悪影響は避けられず、少なくとも数年間にわたり売上高及び利益が低下する虞があり、の施策の実施についても金融事業特有の収益変動リスクを内包するものであるうえ、研究開発費用も含め新たな先行投資が必要となることは避けられないものと考えられるとのことです。したがって、対象者の株主の皆様にごこのような各施策に必然的に伴うリスクが及ぶことを回避する必要があること等を考慮すると、本取引により対象者普通株式を非上場化することが対象者の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けを含む本取引は対象者の株主の皆様利益に合致すると判断し、平成25年6月13日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役5名中、金子氏及び五十嵐氏を除く出席取締役3名）全員の意見の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、当該取締役会において、同じく審議及び決議に参加した取締役（上記3名）全員の意見の一致により、本新株予約権については、本新株予約権が対象者役員に対するストックオプションとして付与されたものであり、対象者は本新株予約権に係る買付価格の妥当性について検証を行っていないことから、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。そして、当該取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役4名）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である金子氏及び対象者の取締役副社長である五十嵐氏は、公開買付者との間で、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに同意する旨を内容とする本応募契約書を締結しており、かつ、本公開買付けの決済後、自ら公開買付者に対して、出資することを予定していることから、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、対象者取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

また、本新株予約権は、ストックオプションとして付与されたものであり、新株予約権割当契約等にて譲渡が禁止されていることから、対象者は、本新株予約権に係る新株予約権者が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

価格の適正性及び本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、36営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者普通株式及び本新株予約権について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（393,567株）（株式所有割合：66.71%）以上の応募があることをその成立の条件としております。買付予定数の下限は、(a) () 対象者第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（589,955株）から、(ア) 対象者第16期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（29,470株）及び(イ) 本書提出日現在における応募予定株主が所有する対象者普通株式（218,385株）を控除した株式数（342,100株）に、() (ア) 対象者第15期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の第3回新株予約権の数（368個）の目的である対象者普通株式数（9,200株）、第4回新株予約権の数（3,604個）の目的である対象者普通株式数（18,020株）、第6回新株予約権の数（12,560個）の目的である対象者普通株式数（12,560株）及び第7回新株予約権の数（6,730個）の目的である対象者普通株式数（6,730株）に、(イ) 平成24年12月31日までの変更（対象者によれば、平成24年12月31日までに、第3回新株予約権は185個（その目的である対象者普通株式数4,625株）、第4回新株予約権は3,296個（その目的である対象者普通株式数16,480株）、第6回新株予約権は11,978個（その目的である対象者普通株式数11,978株）及び第7回新株予約権は6,390個（その目的である対象者普通株式数6,390株）が、それぞれ消滅しているとのことです。）を反映し、(ウ) さらに応募予定株主である五十嵐氏との関係で、行使の上、対象者普通株式として本公開買付けに応募することが予定されている第3回新株予約権の数（49個）の目的である対象者普通株式数（1,225株）を控除した本新株予約権の数（1,364個）の目的となる対象者普通株式の数の最大数（5,812株）を加えた株式数（347,912株）の過半数に相当する株式数（173,957株。これは、本書提出日現在、応募予定株主及び対象者以外の者が所有する対象者普通株式に、本新株予約権のうち、本書提出日現在、行使期限が到来し、かつ、新株予約権の行使価格が本公開買付価格を下回る第3回新株予約権、第4回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の平成24年12月31日時点の残数から応募予定株主が保有し、行使の上、対象者普通株式として本公開買付けに応募することが予定されている新株予約権の数を控除した新株予約権に係るその目的となる対象者普通株式の数を加算した株式数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者普通株式数にあたります。）に、(b) 応募予定株主が本公開買付けに応募する対象者普通株式数（五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、所有することとなる対象者普通株式1,225株を含み、合計219,610株）を加えた株式数となっております。このように公開買付者は、対象者の株主の皆様方の意思を尊重し、株主の皆様からの多数の賛同が得られない場合には、本公開買付け及び本取引を行わないこととしております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第一部						
	月別	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月	平成25年4月	平成25年5月
最高株価(円)	24,880	29,900	32,700	39,900	49,500	44,800	39,400
最低株価(円)	22,470	25,380	27,010	29,710	31,500	34,300	30,700

(注) 平成25年6月については、6月13日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）平成23年 6月20日関東財務局長に提出
事業年度 第15期（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）平成24年 6月18日関東財務局長に提出
なお、対象者によれば、平成25年 6月17日までに、第16期第（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出する予定とのことです。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第 3 四半期（自 平成24年10月 1日 至 平成24年12月31日）平成25年 2月12日関東財務局長に提出

対象者が平成25年 2月12日に提出した第16期第 3 四半期報告書によると、第15期有価証券報告書提出日（平成24年 6月18日）後、第16期第 3 四半期報告書提出日（平成25年 2月12日）までの役員の異動は、次のとおりです。

新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
監査役		小笠原 範之	昭和26年 7月15日生	昭和51年 3月 早稲田大学商学部卒業 昭和51年 4月 日興証券㈱入社 平成12年 6月 同社取締役 平成16年 2月 日興ビーンズ証券㈱代表取締役社長 平成16年 8月 マネックス・ビーンズホールディングス㈱代表取締役会長 平成17年 2月 日興コーディアル証券㈱代表取締役副社長 平成19年 2月 ㈱日興コーディアルグループ執行役副社長 平成23年 4月 日興システムソリューションズ㈱代表取締役会長 平成24年 4月 同社理事 平成24年 7月 対象者監査役就任（現任）	注 1		平成24年 7月 1日

- (注) 1 . 平成24年 6月17日開催の定時株主総会の終結の時から 4年間
2 . 監査役小笠原範之は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社シンプレクス・ホールディングス
(東京都中央区日本橋一丁目4番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【その他】

対象者は、東京証券取引所において、平成25年4月25日に「平成25年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該発表に基づく対象者の決算短信の概要は、以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者は、その正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成25年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要(平成25年4月25日公表)

(1) 損益の状況(連結)

決算年月	平成25年3月期 (第16期)
売上高	16,620百万円
売上原価	10,857百万円
販売費及び一般管理費	3,355百万円
営業外収益	28百万円
営業外費用	17百万円
当期純利益	1,523百万円

(2) 1株当たりの状況(連結)

決算年月	平成25年3月期 (第16期)
1株当たり当期純利益	2,732円58銭
1株当たり配当額	520円00銭
1株当たり純資産額	16,422円52銭

(3) 平成26年3月期の連結業績予想(平成25年4月1日から平成26年3月31日)

決算年月	第2四半期	通期
売上高	7,300百万円	15,500百万円
営業利益	880百万円	2,200百万円
経常利益	880百万円	2,200百万円
当期純利益	530百万円	1,300百万円
1株当たり当期純利益	942円83銭	2,312円61銭
1株当たり配当額	0円00銭	1,000円00銭